

令和8年度 港湾整備事業実施における取り組みについて(工事)

中国地方整備局 港湾空港部

港湾空港整備・補償課

令和8年4月13日

各種試行・取組(施工基準関係)の令和8年度の方針

取組名	内容	変更点
休日確保評価型	週休2日、4週8休を達成した工事について共通仮設費等の補正を実施(全工事) ※休日の確認方法は「現場閉所単位」に加えて「個人単位」も選択可能※代休を休日作業の前1週間、後4週間以内に取得した場合、現場閉所したものと見なす。	継続
休日確保評価型(工期指定)	受注者の責めに帰すことが出来ない事象により工程遅延が発生した場合の対応に必要な費用は発注者が負担する	拡充(標準化)
供用係数実態精査試行工事(荒天リスク精算型から移行)	作業船を使用する全工事を対象に、荒天等の休止によって生じた追加的経費の精算と工期延伸及び供用係数の精査を行う(受注者希望型)	拡充
快適な職場環境整備の促進	休憩室と独立して設置された喫煙室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室を整備した場合に成績評定で評価	継続
快適トイレ設置	施工箇所が複数点在している場合等、受発注者間の協議により必要と認められる場合は快適トイレの複数設置を認める	新規
品質確保調整会議(工事)	受発注者間で現場条件、施工計画、工事工程等について総合的に確認・調整することにより、円滑な工事の実施や品質の確保を図る(休日確保は現場閉所単位を標準とする等の要領改訂、契約変更事務ガイドラインの改定)	拡充
工事書類削減の取組	港湾工事関係書類スリム化の手引き(令和8年3月)により、工事書類を必要最小限にスリム化を図る	拡充(手引きを改訂)
検査書類限定型試行工事	工事検査書類を、施工計画書、施工体制台帳、工事打合せ簿、材料品質証明資料、出来形管理図表、品質管理図表、工事写真に限定する試行(全工事に適用)	拡充
電子検査	<オフライン検査> 帳票データを事前にダウンロードして検査を実施 <オンライン検査> 帳票管理システムを活用して検査を実施	継続
猛暑による厳しい作業環境に対応した取り組み	工期が猛暑期間と重なる工事について、猛暑日を考慮した適切な工期設定、猛暑時間の現場施工を回避した場合の工期延長協議等を行う	拡充
概略工程表の開示	各工種の大凡の工事期間、想定される不稼働日、関係機関の調整状況等を記載して公告時に開示 ※入札契約手続き中の質問も受け付ける	継続
施工条件チェックリストの明示	特記仕様書の参考資料として施工条件等を適切に明示(公告時に設計図書の一部として明示)	継続

※赤字は令和8年度新規または変更箇所、青字は中国地整独自の取組 ハイライトは令和7年度途中から前倒し実施

各種試行・取組(施工基準関係)の令和8年度の方針

取組名	内容	変更点
主任(監理)技術者等未経験者育成型工事	主任(監理)技術者や現場代理人としての経験を持たない技術者の施工実績の創出を目的として実施	継続
「労務費見積尊重宣言」促進モデル工事	「労務費見積尊重宣言」を行って下請契約を締結する元請に対して、成績評定で評価	廃止 (新制度に移行)
賃金・労働時間等の実態把握(試行)	品確法にもとづき、適正な請負代金・賃金が支払われていることの確認を目的として、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する(受注者希望型)	新規
担い手育成の継続的な活動	大学生等の将来の担い手を対象として現場見学会を行った場合に成績評定で評価	拡充(標準化)
建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事	CCUSを導入し、各指標の目標基準を達成した場合に工事成績点で評価	継続
現場環境改善の取組	受発注者間で、依頼日・時間及び期限に関する事、会議・打合せに関する事、業務時間外の連絡に関する事のルールを設け、現場環境改善を図る	継続
クイックレスポンス	受注者からの協議等に対して速やかに回答することを通じて、諸問題への迅速な対応を実現する	継続
ICT施工の拡大(ICT活用試行工事)	浚渫工は本格運用、基礎工・ブロック据付工・海上地盤改良工・本体工は試行中 ICT鋼杭工の導入検討、要領策定	拡充
工事安全対策試行工事、安全対策重点モデル工事等	潜水作業やクレーン作業において、ICTを活用した安全対策の向上を図る試行工事やモデル工事を推進する	継続
BIM/CIMクラウドの試験運用	3次元モデルを受発注者間で共有するとともに、ソフトウェアに依存しない閲覧機能を付与した「BIM/CIMクラウド」を令和6年度から試験運用開始	継続
AIを活用した海底測量の省力化の取り組み	測深データをクラウド上でノイズ除去し、即時的に解析が可能なマルチビームデータクラウド処理システムを試行(ICT浚渫工の出来形測量での活用を開始)	拡充
遠隔臨場	「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」にもとづき、全工事を対象として本格運用 ※通信環境が整わない現場等は除く	継続

※赤字は令和8年度新規または変更箇所、青字は中国地整独自の取組 ハイライトは令和7年度途中から前倒し実施

各種試行・取組(施工基準関係)の令和8年度の方針

取組名	内容	変更点
工事帳票システムの改良	帳票管理システムの利便性向上に関する要望を踏まえ、改良を実施(電子帳票の全文検索機能を追加)	拡充
中小企業向けICT活用施工管理モデル工事	「ICT機器を用いた出来形計測」、「施工管理システムの活用」を行うことを通じて、中小企業のICTスキルの向上を目指すモデル工事	継続
ICT活用工事(土木)	ICT活用工事(土木)実施要領にもとづき、陸上用ICT建機、測量機器やノウハウを活用した港湾工事のICT化を促進する(受注者希望型)	継続
3次元モデルの工事契約図書化に向けた取り組み	3次元モデルを将来的に設計図書とするため、令和7年度に「3D-2D整合確認方法」を定め、「BIM/CIM取扱要領 港湾編」を改定	拡充
海上工事のオートメーション化の取り組み	作業船の自動・自律化施工と水中建機の遠隔操作化技術の社会実装に向け、実証試験、実海域試験を実施(安全管理、施工管理ルール等のとりまとめ)	拡充
港湾工事へのプレキャスト工法導入	「港湾工事におけるプレキャスト工法導入検討マニュアル(試行版)」を踏まえ、プレキャスト工法を積極的に活用	継続
衛星三次元測位活用モデル工事	浚渫工事及び床掘工事の浚渫・床掘作業や起工・出来形測量において、海上保安庁が作成する最低水面モデル(試行版)※を使用し、衛星三次元測位を活用することにより、潮位補正を要しない工事を行うもの	拡充
港湾カーボンニュートラル普及促進試行工事	港湾工事におけるCO2排出量削減に関する取組やブルーインフラの取組、ブルーカーボンの活用に資する取組に対し、成績評定で評価	継続
作業船への陸電供給によるCO2排出量削減試行工事	港湾工事に従事する作業船に対して、不稼働時の係留における必要な電力を陸電供給設備より電力供給することで、CO2排出量の削減効果を検証	継続
低炭素型作業船導入効果検証試行工事	作業船に対して、燃料消費量の削減に資する機器または作業の高効率化に資する機器を利用することによるCO2排出量の削減効果を検証	継続
作業船への次世代燃料導入効果検証試行工事	港湾工事に従事する作業船に対して、二酸化炭素排出量の少ない次世代燃料を使用することによるCO2排出量の削減効果を検証	継続

※赤字は令和8年度新規または変更箇所、青字は中国地整独自の取組 ハイライトは令和7年度途中から前倒し実施

令和8年度直轄事業の実施に向けた取り組み

◆ 令和8年度直轄事業の実施に際しては、「新・担い手3法」の趣旨を踏まえつつ、「働き方改革」、「担い手の育成・確保」、「生産性の向上」の3本柱を中心に取り組みを推進。

取組項目

黒字:継続項目 赤字:新規項目 青字:拡充・運用改善項目 **ハイライト**:令和7年度途中から前倒し実施

働き方改革

- ① 休日確保評価型試行工事の実施
- ② 休日確保評価型試行工事の見直し
(工期指定型からの移行)
- ③ 供用係数実態精査試行工事
(旧荒天リスク精算型)
- ④ 作業船乗組員等の働き方改革への取組
- ⑤ 快適な職場環境整備の促進
- ⑥ 港湾工事における快適トイレ設置の拡充
- ⑦ 工事品質確保調整会議の適切な運用
- ⑧ 「港湾工事提出書類スリム化の手引き」の改定
- ⑨ 「港湾工事の契約変更事務が「ト」ライン」の改定
- ⑩ 「検査書類限定型試行工事」の適用拡充
- ⑪ 従業員給料手当等に関する試行工事の実施
- ⑫ 猛暑による厳しい作業環境に対応した
工事・業務における取組

担い手の育成・確保

- ① 諸経費検証モデル工事の実施
- ② 賃金・労働時間等の実態把握(試行)
- ③ 担い手育成の継続的な活動
- ④ 若手優秀技術者表彰の実施

生産性の向上

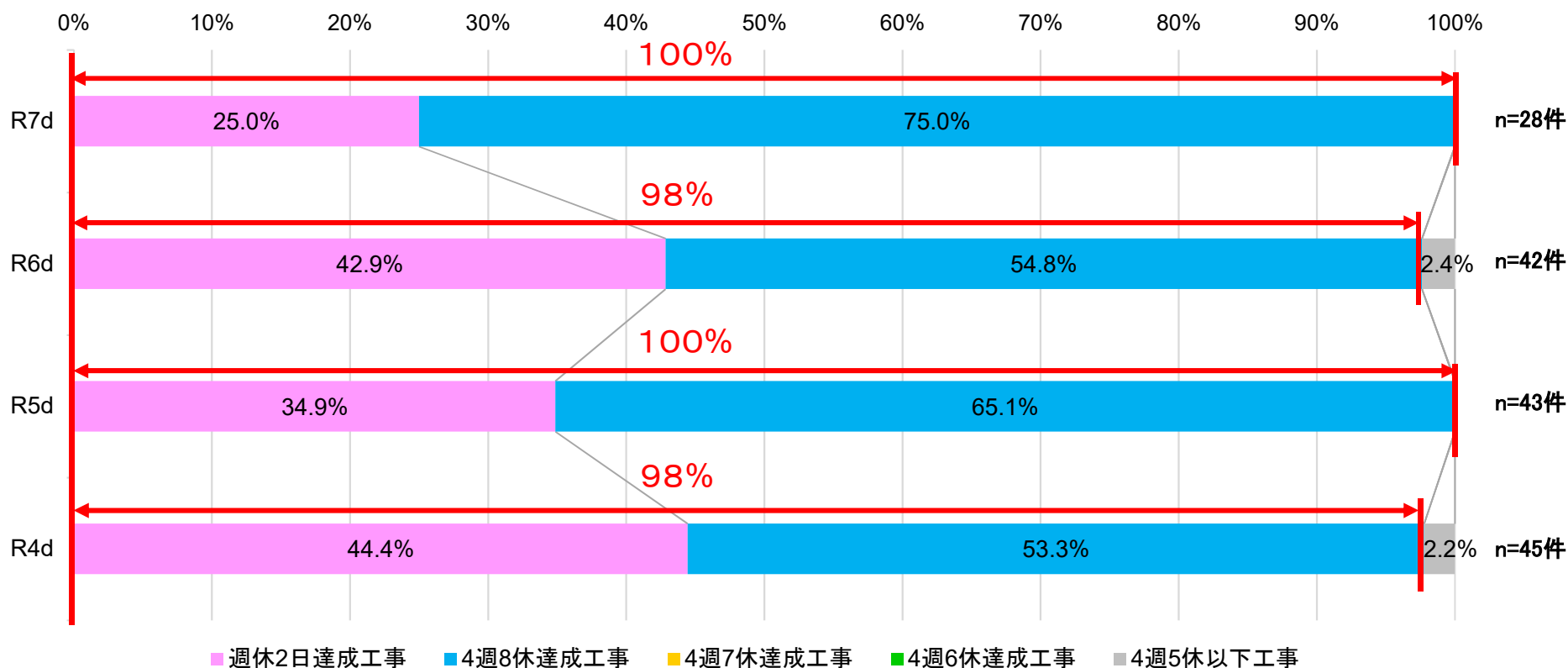
- ① ICT施工の拡大(ICT活用試行工事の実施)
- ② ICTを活用した工事安全対策試行工事等の実施
- ③ BIM/CIMクラウドの試験運用
(データシェアリング)
- ④ AIを活用した海底測量の効率化の取組
- ⑤ 建設現場における遠隔臨場の推進
- ⑥ 工事の帳票管理システムの改良
- ⑦ 中小企業向けICT活用施工管理モデル工事
- ⑧ 3次元モデルの工事契約図書化に向けた取組
- ⑨ 海上工事のオートメーション化の取組
- ⑩ 港湾工事へのプレキャスト工法導入促進に
向けた取組
- ⑪ 港湾におけるデジタル化の推進
(サイバーポート)
- ⑫ 新技術の活用に向けた取組
- ⑬ 衛星三次元測位の実用化に向けた検討

(1)働き方改革

【参考】休日確保の実施状況(令和8年2月末時点)

- 建設現場における休日確保の取組を推進するため、平成30年度から休日確保評価型の工事を試行。
- 令和7年度は、4月～2月に完成した工事全件で4週8休以上を達成。

中国地方整備局 休日確保達成状況 (港湾工事)



(1)働き方改革

①休日確保評価型試行工事の実施

- ◆ 全工事での週休2日の確保を目指し、平成30年度から休日確保評価型試行工事を開始
- ◆ 閉所困難な場合であっても、交替制により技術者等の休暇取得を促進するため、「個人単位」の休暇取得も本試行の対象となることや、工事品質確保調整会議において対応策等を検討することを周知徹底
- ◆ 休日確保評価型試行工事で設定されている各種補正について、令和8年度より旧建設は補正を取りやめ
港湾工事に関しては令和7年度の週休2日実態が集計未了により把握出来ていないことから、令和8年度においては、港湾局が独自で調査をしている共通仮設費および現場管理費の補正について引き続き実施

	令和8年度	令和7年度	(参考)令和8年度 旧建設
労務費	補正無し	1.02	補正無し
機械経費(賃料)	補正無し	補正無し	補正無し
共通仮設費	1.02	1.02	補正無し
現場管理費	1.03	1.03	補正無し



(1)働き方改革

②休日確保評価型試行工事の見直し(工期指定型からの移行)

休日確保評価型試行工事(工期指定)の試行



全工事で週休2日(4週8休)取得を前提とした取組として
標準化

現状

- ◆ 工期の遵守は、契約上遵守すべき事項である。事業の性質上工期の延長が出来ない工事については、あらかじめ工期指定の試行工事として発注し、受注者の責めに帰すことが出来ない事象が発生した際の工程遅延対策として、工期短縮対策や交代制を導入した場合の契約変更は、工期指定型で発注された工事を対象としていた。

今後

- ◆ すべての契約において、受注者の責めに帰すことが出来ない事象により工程遅延が発生した際の対応は受発注者調整の上発注者が指示。なお、その場合に必要な費用は発注者が負担する。
 - 工期延長可 供用係数実態精査試行工事(旧荒天り(契約書第22条) スク精算型)等が対応可能
 - 工期延長不可 工期短縮対策や交代制を導入した場合の契約変更を実施

(参考)工期延長不可の場合(工期短縮対策)にかかる対応契約変更事務手続きに係るガイドライン(R7d改定)

- ◆ 「新・担い手3法」や改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制より、これまで以上に設計変更や受発注者間協議の重要性が高まっていることを受け、令和4年3月に工事版の契約変更事務ガイドラインを改定。
- ◆ 令和5年3月には、業務版の契約変更事務ガイドラインを改定。
- ◆ 令和7年3月には、**工事版の契約変更事務ガイドラインについて、工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる場合等における費用負担の明確化等を図るため、記載内容の一部改定を行い、令和7年度より運用する。(下述)**
- ◆ 引き続き契約変更事務ガイドライン(工事・業務)を活用し、適切な契約変更に努める。

・本請求に伴い、受注者が工期短縮のために行う対応(現場打設工法からプレキャスト工法への変更、短期間施工に伴う人件費や作業船及び施工機械の損料等の掛かり増し(規格変更等)など)にかかる費用(設計等含む)は、発注者が負担すべきである。

(参考)契約変更事務手続きに係るガイドライン(R8d改定予定)

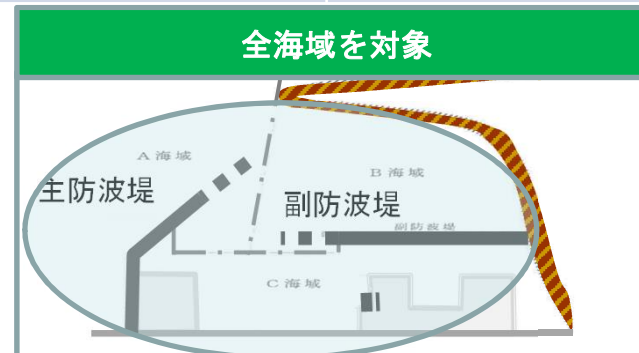
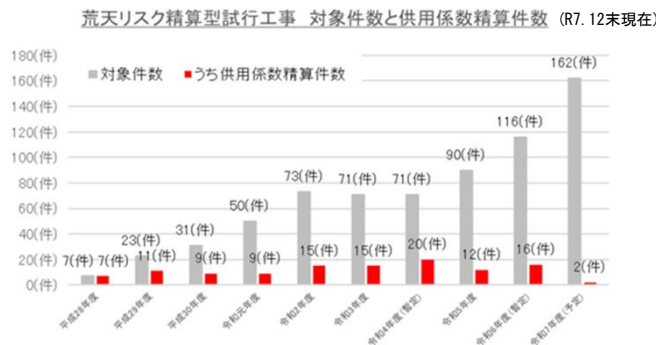
- ⑧ 契約書 第23条:発注者の請求による工期の短縮等
- 発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面で請求でき、その場合に必要な費用を負担する。
- ・工期短縮が必要な場合に該当する事象として、『港湾運営上、供用開始時期の繰上げの必要が生じた場合』、『供用時期や利用面から必要な工期延長が困難な場合』などが挙げられる。
 - ・本請求に伴い、受注者が工期短縮のために行う対応(現場打設工法からプレキャスト工法への変更、短期間施工に伴う人件費や作業船及び施工機械の損料等の掛かり増し(規格変更等)など)にかかる費用(設計等含む)は、発注者が負担すべきである。
 - ・発注者が請求した日数の短縮を行えない場合でも、契約書第24条の規定により、施工能力上できる限り短縮可能な日数について受発注者間で協議して定めることが重要。この際、所要の休日を確保できるよう十分な配慮が必要。
 - ・工期延伸が不可能又は困難な工事の場合は、特記仕様書に明示するものとし、工期を遅延するおそれが生じた際は、速やかに監督職員に報告し、対応や必要な費用について工事品質確保調整会議等の場で調整するものとする。

(1)働き方改革

③供用係数実態精査試行工事(旧荒天リスク精算型)

- ◆ 荒天等により、計画通りの施工が達成できない港湾工事では、工期遵守のために休日返上で工程を前倒して工事を行う傾向があることから、荒天のリスク回避を発注者が担保することにより受注者に休日の確保を促す「荒天リスク精算型試行工事」を平成28年度から開始。
- ◆ **さらなる拡充として、当初積算時に採用した供用係数(日数)に対して、実態の荒天等による作業船拘束日数が超えた際に供用係数の精査を行う試行工事を作業船を使用する全工事(受注者希望型)にて実施。**

試行工事の対比	現場実態に即した供用係数精査試行工事	荒天リスク精算型
対象工事	作業船を使用する全工事 ※工期延伸が不可能又は困難な工事は除く	供用係数の変更が想定される海域での工事
発注方式	受注者希望型(初回の品質確保調整会議において確認)	発注者指定型
発注方式による違い	受注者が希望する場合は、<u>荒天等による作業船拘束日数</u>の増加があった場合に供用係数を精査。なお、現場での『荒天実態把握のための調査票』の書類提出は必須。 <u>希望しない場合は、精査未対象となり、調査票の提出は不要</u>	試行適用工事は、荒天日数の増加があった場合に供用係数を精査。なお、現場での『荒天実態把握のための調査票』の書類提出は必須
前提の条件	週休2日(4週8休)(現場閉所)	週休2日(4週8休)(現場閉所)
確認方法	荒天の実績および作業船等の現場作業実態	荒天の実績



(1)働き方改革

④作業船乗組員等の働き方改革への取組

- ◆ 令和6年4月の改正労働基準法完全施行に対応した、作業船乗組員等の適正な労働時間管理が必要。
- ◆ 厳しい気象・海象下で従事する作業船乗組員等の良質な休息環境の整備を目的として、利便性の高い作業船係留場所(陸上施設での宿泊が可能となる係留場所等)の確保に向けた取組を推進。
- ◆ 港湾工事に従事する作業船に対して、不稼働時の係留における、船内環境の良好な維持のため必要な電力を陸電供給設備より、電力供給することで、CO2排出量の削減効果を検証する。

■個別工事での取組:工事発注時の作業船係留可能場所の明記

- 発注計画を踏まえた作業船の稼働予定を整理したうえで、**港湾管理者と工事毎に調整を行い、作業船の使用可能岸壁を発注図書へ明記した工事発注を実施**
- 施設の老朽化や作業船の安全確保のため、施設の改修・改良等の対応が必要な事項について整理

■中・長期的な視点での取組:係留場所の港湾計画への位置付け

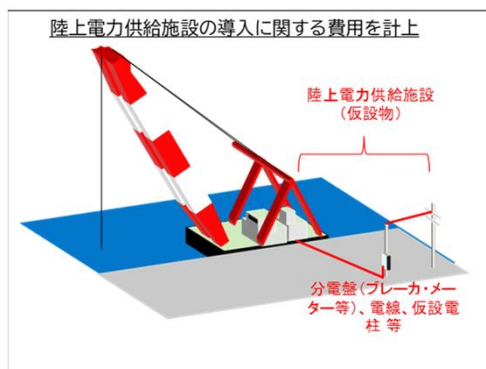
- 令和5年3月に変更された「基本方針」を踏まえて、**港湾計画変更時に、作業船係留場所を位置付け、安定的な係留場所を確保**
- 直轄事業の実施に必要な施設については、港湾管理者と調整のうえ、**直轄事業の附帯施設として整備を進める**

⇒令和5年3月以降、11港で港湾計画変更・作業船係留場所を位置付け(R8.1時点)

■作業船への陸電供給によるCO2排出量削減試行工事の実施

○カーボンニュートラル社会の実現を目指し、港湾工事に従事する作業船に対して、不稼働時の係留における船内環境の良好な維持のために必要な電力を、陸電供給設備より供給することで、CO2排出量の削減効果を検証する。

○作業船への陸上電力供給施設 電力供給イメージ



※R7年度は、**四国地方整備局(徳島小松島港)**と**九州地方整備局(下関港)**において実施。

【対象・実施件数】

作業船を使用する港湾工事を対象に1件/局以上(受注者希望型)

【費用計上】

受注者からの見積を基本として、「その他工事費」にて計上

○CO2排出量削減試行工事 実施フロー

- ①入札説明書及び特記仕様書に対象工事を明示。作業船係留場所における陸電供給予定箇所を明示。
- ②受注者は取組内容(対象船舶、陸電供給設備の諸元等配置図等)を取り纏め、監督職員と協議のうえ決定。
- ③対象工事に従事する作業船に対する、陸電供給設備を岸壁等に設置。作業船へ陸電供給。
- ④陸電供給設備の使用実績(陸上電力の供給期間、電力消費量、外気温等)を計測。CO2削減量を算出し、CO2排出量削減効果等を検証。



(1)働き方改革

【参考】港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針の変更

- ◆ 令和5年3月30日に告示した「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」(変更)において、「作業船の安定的な係留に必要な場所の確保」を明記

1)基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する方針

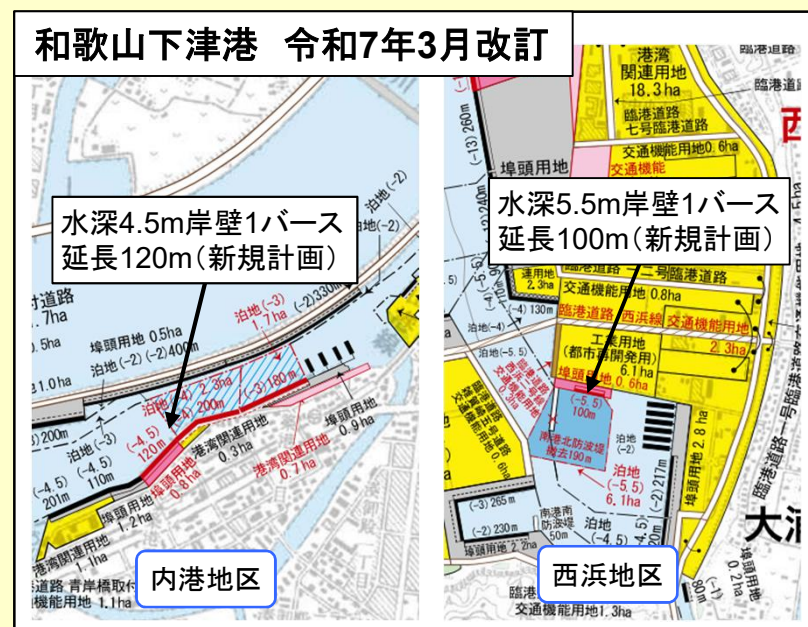
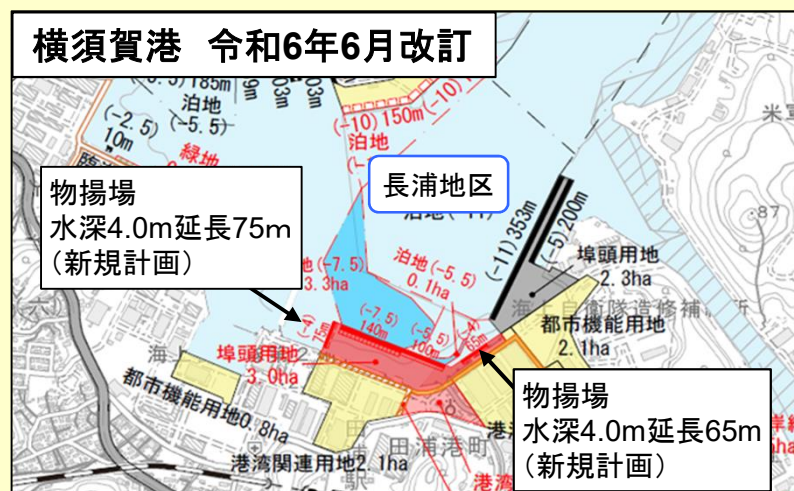
2)基本方針の役割

- ①国の港湾行政の指針(港湾法第3条の2第1項)
- ②個別の港湾計画を定める際の指針(港湾法第3条の3第2項)
- ③特定貨物輸入拠点港湾における特定利用推進計画の指針(港湾法第50条の6第4項)
- ④国際旅客船拠点形成港湾における国際旅客船拠点形成計画の指針(港湾法第50条の16第4項)
- ⑤港湾脱炭素化推進計画の指針(港湾法第50条の2第4項)

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(令和5年3月30日告示)【抜粋】

- I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
 - 2 引き続き重点的に取り組む事項
 - ⑦ 港湾空間に求められる多様な要請への対応と港湾空間の適正
 - ・作業船の安定的な係留に必要な場所の確保

【事例】係留場所の港湾計画への位置付け



(1)働き方改革

⑤快適な職場環境整備の促進

◆ 平成28年10月1日以降、試行工事として実施してきた「快適トイレ」は、実際の現場において主流になっていることから、快適な職場環境を促進すべく、令和7年度より試行を取り止め、標準化。(全工事対象)
 ※ただし、快適な職場環境(シャワー室、化粧台等)を整備する試行工事(工事成績点による加点評価)は、引き続き行う。

○快適トイレ設置に必要な条件(試行→標準化)

【快適トイレにもめる機能】

- 1)洋式便器
- 2)水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- 3)臭い逆流防止機能
- 4)容易に開かない施錠機能
- 5)照明設備
- 6)衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- 7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8)入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- 9)サンタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
- 10)鏡と手洗器
- 11)便座除菌クリーナー等の衛生用品

【快適な職場環境に求める条件】

- 1)施錠可能なロッカー
- 2)シャワー室
- 3)化粧台
- 4)休憩室として独立した設置された喫煙室(空気清浄機等の設備を必須とする)



工事成績点(創意工夫/その他)において加点評価
 (上記のいずれかの「快適な職場環境」を整備した場合)

事例:1)及び2)



事例:7)及び8)



事例:10)



事例:1)



事例:2)

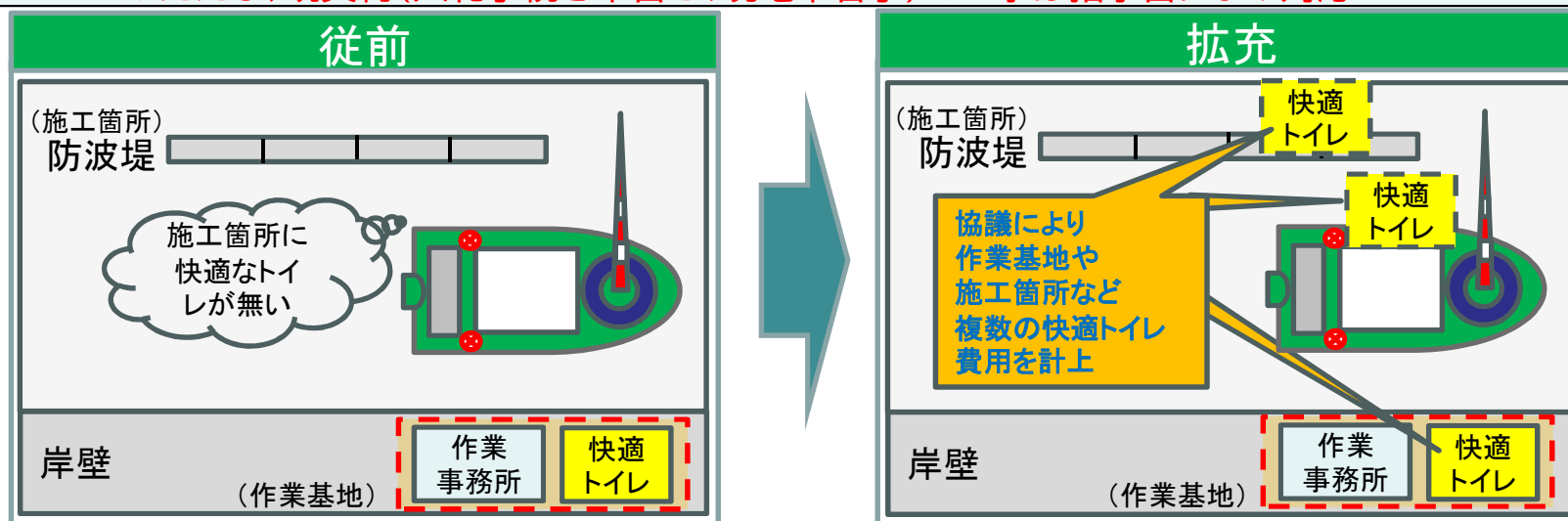


事例:4)

(1)働き方改革

⑥港湾工事における快適トイレ設置の拡充

- ◆ 快適トイレを複数設置したい要望として以下の事例が存在
 - ◆ 作業基地(岸壁等)と施工箇所が分離(防波堤、作業船等)している場合
 - ◆ 施工箇所が複数点在する場合
 - ◆ 女性作業員が現場で作業従事する際に必要となる場合
- ⇒以上の要望に対応すべく、従来は「男女別で各1基ずつ2基/工事」としていた快適トイレの設置基数を
受発注者間の協議により必要と認められる場合は、増設費用を計上する取り組みを開始。
 また、**施工箇所への快適トイレ海上運搬に要する費用(運搬、設置・撤去費用)については、別途積み上げ計上とする。**
- ◆ 適用工事: **R8.1.21以降に公告する工事**
※ただし、既契約(入札手続き中含む;現地未着手)の工事は指示書により対応



快適トイレとは

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- 9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

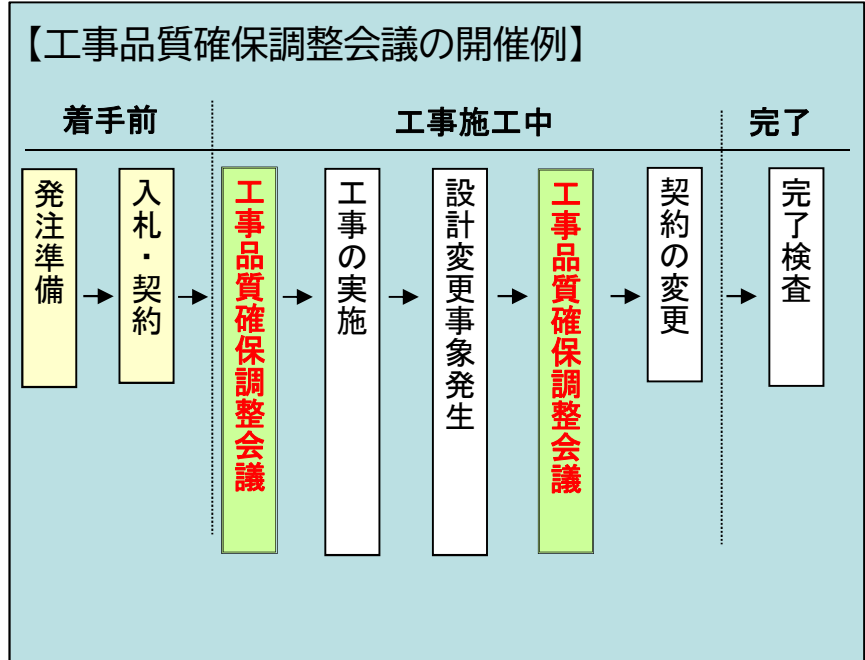
【推奨する仕様、付属品】

- 12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- 13) 擬音装置(機能を含む)
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調整が可能な設備
- 17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

(1)働き方改革

⑦工事品質確保調整会議の適切な運用

- ◆ 工事着手前等において、受発注者等が設計図書の確認や工事の工程等について総合的に確認・調整し、円滑な工事の実施や品質の確保を図るため、令和2年度より「工事品質確保調整会議」を設置。
- ◆ 令和5年度から、工事品質確保調整会議に各種会議内容を統合し、内容に応じて参加者を追加可能とすることで、効率的な会議開催と意思決定の迅速化を図った。
- ◆ 令和7年3月に改訂された港湾工事共通仕様書に「工事品質確保調整会議」を位置づけ、「工事品質確保調整会議実施要領」を掲載。
- ◆ 港湾工事共通仕様書に掲載された「工事品質確保調整会議実施要領」を令和8年3月末までに見直し済。



【工事品質確保調整会議の構成】

開催内容	開催時期	参加者				開催の有無
		発注者	受注者	下請負者	設計者	
設計確認	工事着手前	○	○		○	必要に応じ
工程確認 施工確認 休日確保 環境改善	工事着手前	○	○	※○		必須
設計変更	工事着手後	○	○	※○		必須
下請負者への 説明・確認	工事着工時	○	○	○		必須
	工事完了後	○	○	○		必須

※は、会議内容に応じて、参加者を適宜変更し開催する
開始内容により、上記を組み合わせると同時開催を可能とする

工事品質確保調整会議実施要領の主な見直し

- 休日確保について、計画的な休日取得を実現させるため「現場閉所単位」を標準とする
- 環境改善について、労働環境改善のため「港湾工事関係書類スリム化の手引き」を受注者に周知する

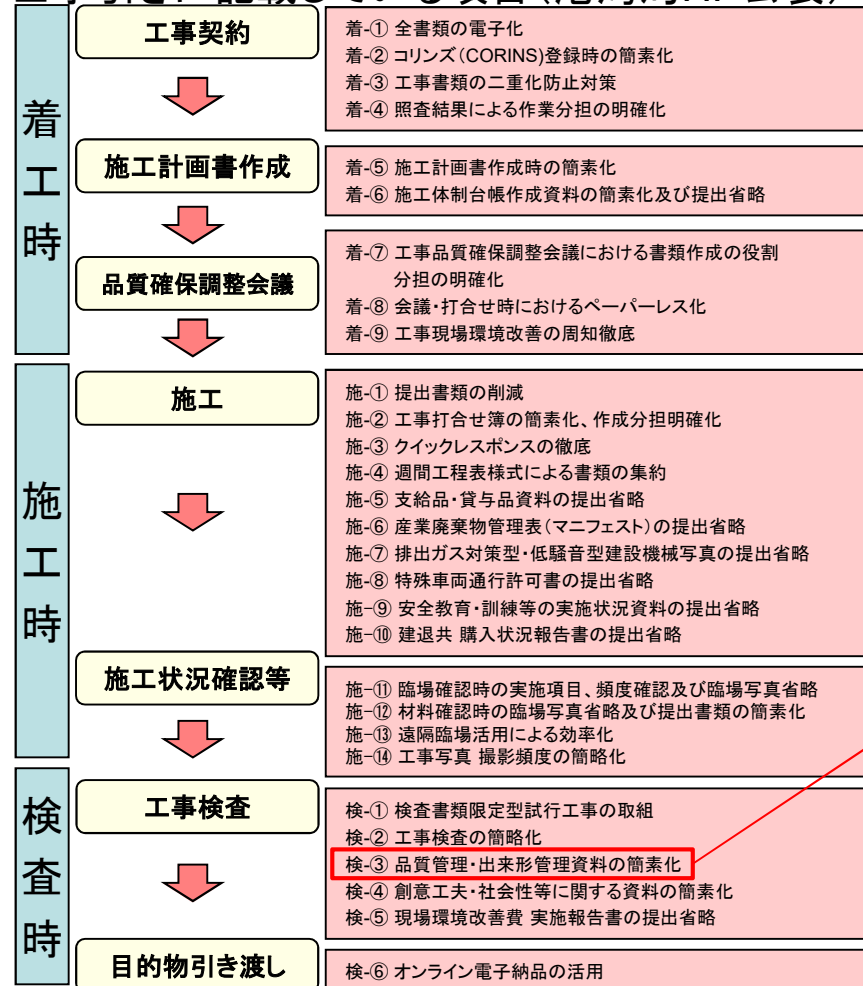
(1)働き方改革

⑧「港湾工事関係書類スリム化の手引き」の改定

拡充・運用改善

- ◆ 令和6年4月の改正労働基準法の完全施行にあわせて、現場技術者の時間外労働の大きな要因である工事関係書類の簡素化等を目的として、「港湾工事関係書類スリム化の手引き」を策定したところである。
- ◆ 令和8年度より、更なる負担軽減を図るため、**施工管理ソフト(ICTツール)が品質・出来形管理基準を満たしていることが確認出来る場合は、施工管理ソフト(ICTツール)を活用した品質・出来形管理図表を使用する。**

■手引きに記載している項目(港湾局HP公表)



【検査時】
検-③ 品質管理・出来形管理資料の簡素化

「品質管理図表」・「出来形管理図表」のみ提出。

- 港湾工事共通仕様書に基づく、各種様式にて資料を提出する。
- 提出は「品質管理図表」「出来形管理図表」のみとして、これ以外の書類(測定結果総括表、測定結果一覧表等)は提出不要。
- **監督職員は、施工管理ソフト等の様式が品質・出来形管理基準を満たしていることが確認できる場合は、施工管理ソフト等を活用した品質・出来形管理図表を使用する。**

出来形管理図表

品質管理図表

(1)働き方改革

拡充・運用改善

⑨「港湾工事の契約変更事務ガイドライン」の改定

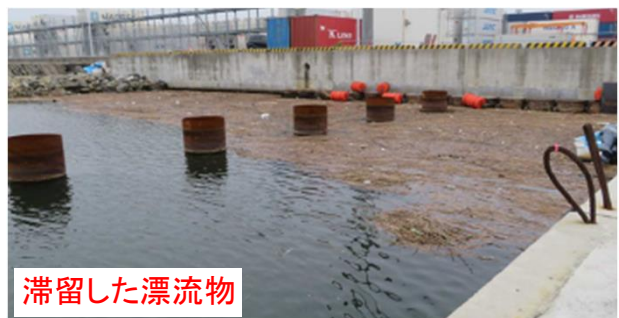
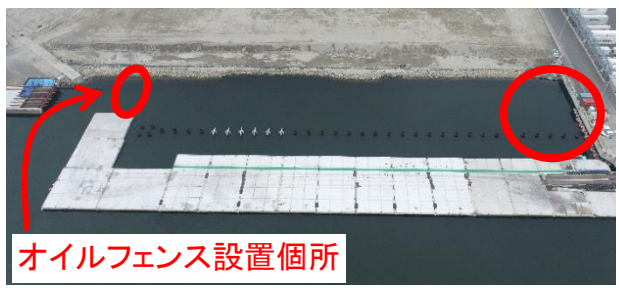
- ◆ 「新・担い手3法」や改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制より、これまで以上に設計変更や受発注者間協議の重要性が高まっていることを受け、令和4年3月に工事版の契約変更事務ガイドラインを改定。
- ◆ 令和7年3月には、工事版の契約変更事務ガイドラインについて、工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる場合等における費用負担の明確化等を図るため、記載内容の一部改定。
- ◆ **令和8年3月末までに、ガイドラインの更なる活用に向け、契約変更事例等を充実。**

契約書第27条<臨機の措置>

事例追加を行う契約書条項(8事例)

18条	条件変更等
	第1項3号 設計図書の表示が明確でない場合
19条	設計図書の変更
20条	工事の中止
22条	受注者の請求による工期の延長
26条	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
27条	臨機の措置

【変更事例】
○大雨の影響で工事区域内に多数の漂流物の滞留が確認され、今後漂流物が移動することにより航行する船舶への影響が想定されることから対策を講じる必要が生じ、オイルフェンス設置、漂流物の回収・処分を行い、この措置に係る費用について契約変更を行った。

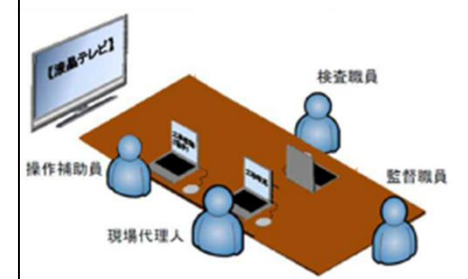
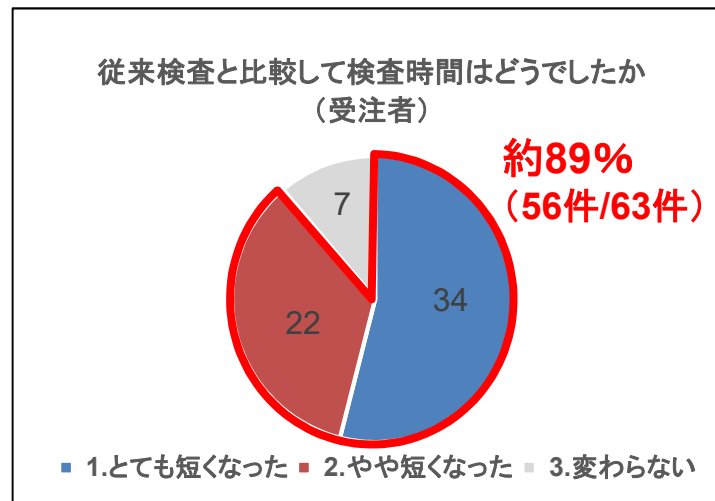
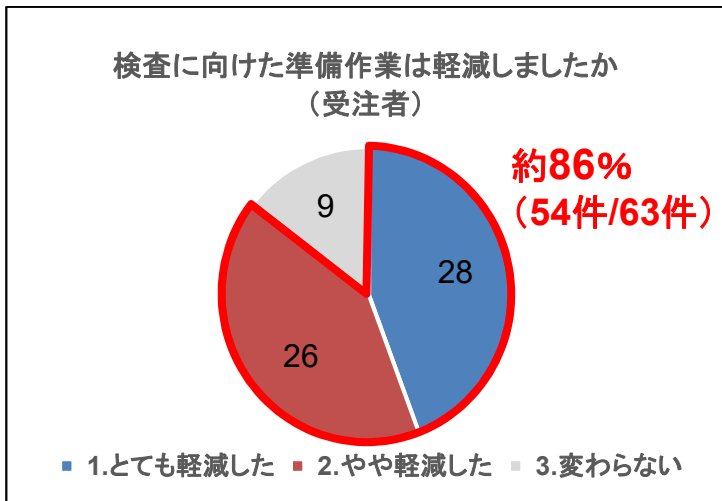
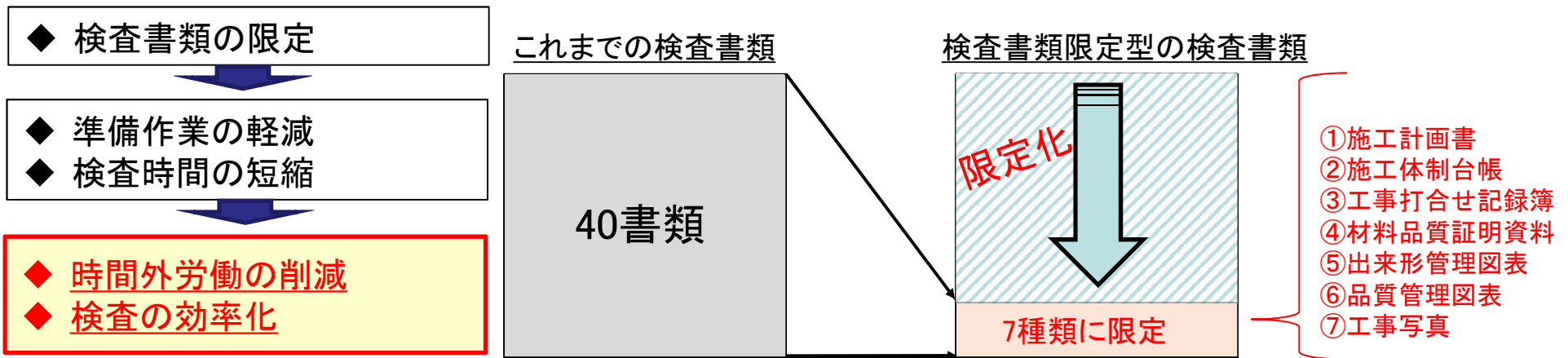


(1)働き方改革

拡充・運用改善

⑩「検査書類限定型試行工事」の適用拡充

- ◆ 令和6年4月の改正労働基準法の完全施行にあわせて、工事検査の必要書類を限定し、検査に係る受発注者の負担軽減を目的とした試行工事(Aランク発注工事(WTO工事含む))を開始。
- ◆ 受発注者へのアンケート(令和6年度完了工事)において、検査に向けた準備作業の軽減、検査時間の短縮といった効果が見られた。
- ◆ **令和8年1月1日以降に入札公告を行う工事から原則、全ての工事に適用拡充**する。



※検査イメージ

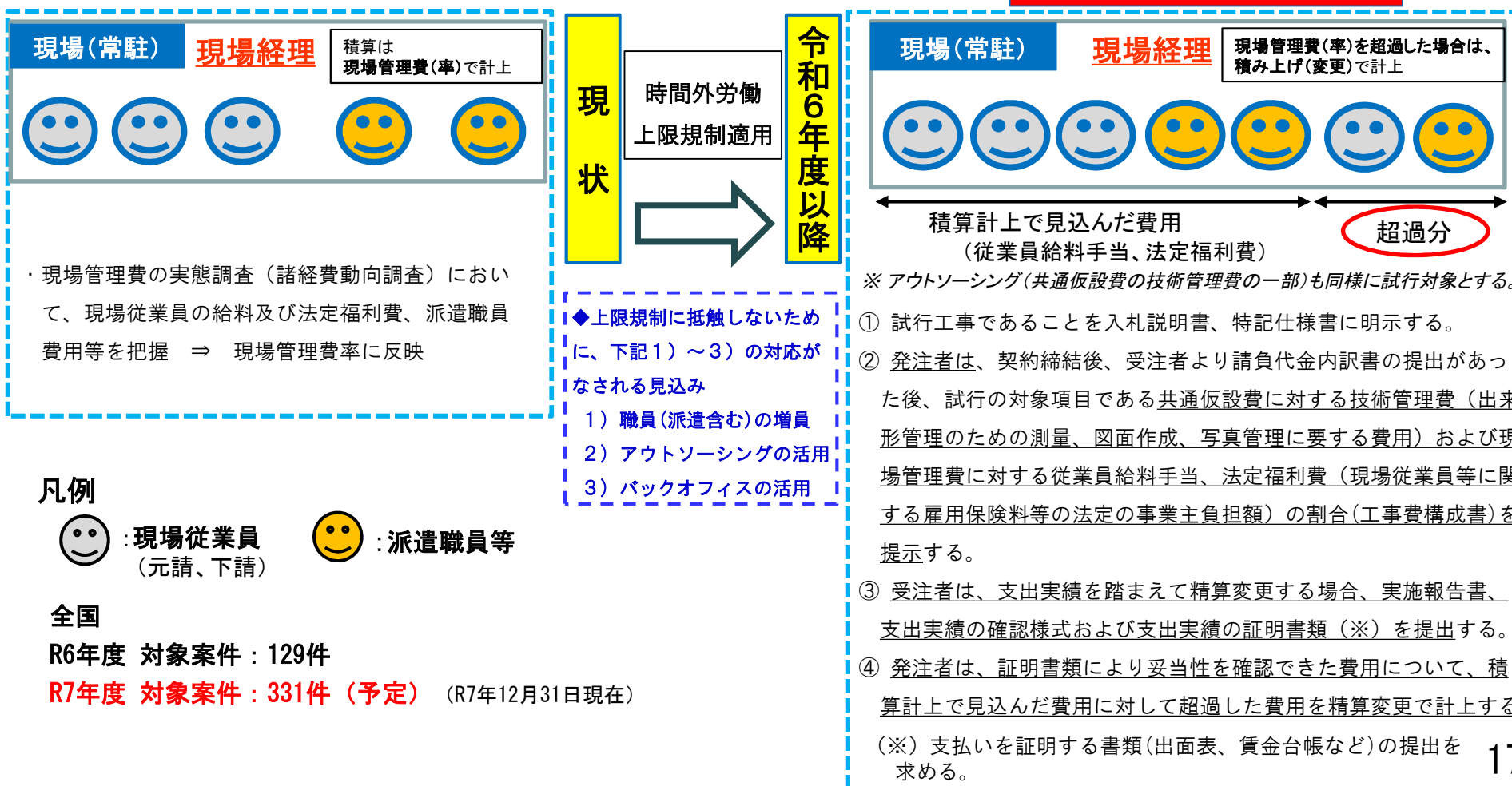
(1)働き方改革

⑪従業員給料手当等に関する試行工事の実施

継続

- ◆ 現場従業員の時間外労働が多い現状に対して、令和6年度からの時間外労働上限規制を遵守するために、現場作業及び内業ともに更なる社内外からの支援等が必要となる。
- ◆ このため、積算計上で見込んだ従業員給料手当等に対して超過した費用を精算変更で計上する試行工事を実施する。

試行工事イメージ



(1)働き方改革

新規

⑫猛暑による厳しい作業環境に対応した工事・業務における取組

- ◆ 今後も夏の猛暑が続くと想定される中、厳しい作業環境においても、受注者が柔軟に作業を行うことが可能となるよう、猛暑期間・猛暑時間中の作業回避、猛暑対策に必要な経費等の確保に係る取組を行う。
- ◆ 対象: **新規契約又は既契約にかかわらず、工期が猛暑期間と重なる工事および業務。**

1. 猛暑期間・猛暑時間中の作業回避

(1-1) 猛暑日を考慮した適切な工期設定の実施【継続】(詳細は別紙参照)

・「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」に則り、供用係数を用いる場合は猛暑日を考慮して工期設定する。

(1-2) 猛暑時間の現場施工を回避した場合の工期延長【業務に拡充】

・猛暑時間の現場施工を回避したことで工期延長が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことが可能な旨を、特記仕様書に明示する。

(1-3) 可能な範囲で予め猛暑期間を回避した工事の発注

・発注者は、事業全体の工程や工事の重要度などを踏まえ、熱中症のリスクが高い作業が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で予め工期調整に努め、猛暑期間を回避した工事の発注も可とする。工期調整とは、余裕期間、準備期間、工場製作、後片付け等により猛暑期間の現場施工を回避する工夫をいう。

(1-4) 適切な設計図書の作成

・発注者は、工事内容の変更等により想定していた猛暑期間の現場施工の回避が実現できなくなることを防ぐため、現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成に努める。

2. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(2-1) 工事における熱中症対策に係る経費の計上【継続】

・工事における熱中症対策費用は、共通仮設費、現場環境改善費にて計上しているが、計上されていない現場の施設や設備に対する熱中症予防等については別途現場環境改善費として積み上げ計上を行う。詳細は「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について(実施要領)(令和7年7月4日)」による。

(2-2) 業務における熱中症対策に係る経費の計上【新規】

・業務における熱中症対策費用は、間接原価に作業員個人に対する費用を計上しているが、現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、積み上げ計上を行う。詳細は「業務における熱中症対策に関する費用計上について(実施要領)(令和8年3月24日)」による。

(2-3) 猛暑時間の現場施工を回避した場合の精算変更(試行)(調整中)【新規】

・猛暑時間の現場施工を回避したことで、積算上の作業時間が減少し、施工能力が減少した場合は、その施工に要した費用は、受発注者協議のうえ、精算変更の対象にできるものとする。令和8年度以降に開始することとし、新規契約工事又は既契約工事にかかわらず対応可能なものから適用する。

※ 業務に関しては、「工事」を「業務」に、「現場施工」を「現場作業」に、「工期」を「履行期間」に、「監督職員」を「調査職員」に読み換える。
ただし、(1-1)、(2-1)は工事のみ対象。

(補足) 猛暑期間・猛暑日・猛暑時間の考え方

猛暑期間: 気象条件、作業環境等を踏まえ、地域毎に設定するものとする。環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている地域ごとの直近過去5か年のWBGT値を参照し、8時から17時までのWBGT値31以上が観測された日を、猛暑期間の始期または終期の目安とする。

猛暑日: 環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている年毎の平日のWBGT値31以上の時間数を日数換算し、平均した値(対象:5か年)とする。

猛暑時間: 当該工事の作業時間(8時間)内において、地域ごとの環境省熱中症予防情報サイトに掲載されているWBGT値が31以上を観測した時間とする。

(1)働き方改革

【参考】猛暑による厳しい作業環境に対応した工事・業務における取組

別紙

(1-1) 猛暑日を考慮した適切な工期設定の実施【継続】

- ◆ 港湾・空港工事の適正な工期の設定にあたっては、陸上工事とは大きく異なる特徴を踏まえた検討が必要であることから、中央建設業審議会より勧告された「工期に関する基準」に加え、港湾・空港工事の特徴を反映した適正な工期に関する「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」を、令和3年7月に取りまとめたところ。
- ◆ その後、令和6年3月に「工期に関する基準」が見直しされ、工期全般にわたって考慮すべき事項として猛暑日(夏期におけるWBGT値が31以上の場合における不稼働等を考慮)が追記されたことから、「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」の改定を実施。
- ◆ **令和7年度より、改定されたガイドラインに則り、工期を設定。**

(6) 供用係数：荒天日、年間の休日及び安全教育等による不稼働日(猛暑日を除く)を算出して設定した港湾工事特有の係数で、工事期間中の船舶・機械損料と労務費の算定に使用される係数をいう。作業可能期間における荒天日数を年間に換算した「換算年間荒天日数」を基に1.65～5.25の9段階に区分されており、全国の主要港湾に設定されている。なお、港湾工事における陸上作業の供用係数は1.65を基本とするが、現場の気象条件等により後述する雨休率を用いることができるものとする。

また、供用係数を用いる場合は、猛暑日日数として、年毎の平日のWBGT値31以上の時間数を日数換算し(※)、平均した値(対象:5か年)を工期に加えるものとする。なお、過去5か年でWBGT値が31以上になる時間が生じない月だけで工期を設定する場合は、猛暑日日数は加えない。

(※) WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ(平日の8～17時を対象)を活用

環境省HP 熱中症予防情報サイト
暑さ指数(WBGT)過去データ
(福岡県福岡市2024年8月)

Date	Time	WBGT
2024/8/3	8:00	30.8
2024/8/3	9:00	30.5
2024/8/3	10:00	32.1
2024/8/3	11:00	34.3
2024/8/3	12:00	33.9
2024/8/3	13:00	33.7
2024/8/3	14:00	33.8
2024/8/3	15:00	33.6
2024/8/3	16:00	33.5

(計算例)

- ①年毎の日数換算値(時間数÷8)
 - ②5年平均計算(①の5年分÷5)
- 上記で算出した〇日/年を加えて
工期設定

(特記仕様書記載例)

3. 工期
～省略

また、工期の設定にあたっては、猛暑日日数〇日を考慮している。
なお、上記で見込んだ日数以上の猛暑日が確認された場合、監督職員と協議の上、工期延伸ができるものとする。

(2)担い手の育成・確保

①諸経費検証モデル工事の実施

- ◆ 港湾工事において必要不可欠な作業船は年々減少し、20年間で半減。
- ◆ 作業船を有する下請企業において、現状の利益水準では、更新投資や人材確保等を行うだけの安定的な経営基盤が確立できず、この状況が続けば、円滑な港湾工事の実施や迅速な災害対応に支障を来す恐れ。
- ◆ 令和4年度より、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進するため、下請契約を締結する元請企業に対し、現場管理費率を割増し、下請への波及効果を検証する「諸経費検証モデル工事」を開始。

【対象工事】

○作業船を使用する工事（海岸工事を除く）を対象。

R6年度：161件契約済（入札時宣言書提出無し：49件、契約後下請から見積書提出無し：1件、現場管理費割増：93件、竣工前：18件）

R7年度：137件契約予定（入札時宣言書提出無し：22件、契約後下請から見積書提出無し：2件、現場管理費割増：19件、竣工前：62件、未契約：32件）

（R7年12月31日現在）

【実施内容】

○確認方法

- ▶ 工物品質確保調整会議（工事着手後、最終変更前）において、発注者が元請企業と下請企業間の諸経費等の見積書等を確認するとともに、下請企業に契約の実施状況をヒアリング

○現場管理費率の補正

- ▶ 以下の全ての条件を満たした場合に当該工事の現場管理費率を割増（約2.7%の割増）

①「港湾工事パートナーシップ強化宣言（※）」提出。（元請企業も下請企業も必須）

（※）元請及び下請企業が標準見積書に基づく請負契約を締結し請負代金を適正に分配することを宣言する取組み
 令和8年度契約工事より、パートナーシップ強化宣言提出の時期を「入札参加時点」から、
 契約後に実施する「施工計画書提出時点まで」に緩和

②見積書等の提出において、労務単価、船舶および機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳、一般管理費等の内訳が明示されていること。合わせて、割増となる予定の現場管理費率の費用が下請企業の一般管理費等に反映されることが確認できる資料の提出。

※ 見積書等の提出は、1次下請までは必須。

2次下請以降は任意とするが、見積書等の作成を発注者、元請企業から推奨。

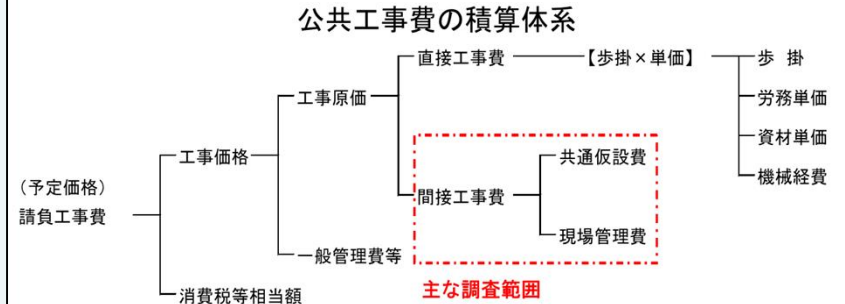
- ▶ なお、上記①②が確認できない場合においては割増は行わない。

(2)担い手の育成・確保

【参考】令和6年度以降の諸経費動向調査について

◆ 諸経費動向調査とは

実際の工事現場で諸経費（共通仮設費・現場管理費）がどの程度必要かについて調査により実態を把握し、受注者から提出される実態調査結果と発注者の官積算を比較し、実態と官積算の率式に乖離があれば諸経费率の改定を行うなど積算基準に反映するための基礎情報となるもの。



港湾工事は、陸上工事と比べて作業船を用いることや荒天の影響を受けやすいなどの特殊性を有していることから、港湾工事の実態をよりの確に把握した上で調査・解析を行うことが必要。



令和6年度から港湾工事に特化した内容の把握が出来るように改良した調査票を配布



令和7年度以降、改良した調査票を用いた調査結果を解析

併せて、実態調査票の記入が不明瞭とご意見に対して諸経費の調査票記入に関する説明会を実施

地整等	開催日	会場
北海道	3月11日(水)	札幌市中央区北4条西5-1 ACU-A(アスティ45) 16階
東北	3月13日(金)	仙台市青葉区本町2-12-7 ハーネル仙台 3階
関東	3月5日(木)	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜 2階
北陸	3月12日(木)	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 5階
中部	3月13日(金)	名古屋市中村区名駅4-4-38 ウィンクあいち 10階
近畿	3月12日(木)	神戸市中央区中山手通4-10-8 ラッセホール 2階
中国	3月10日(火)	広島市中区基町6-36 ホテルメルパルク広島 5階
四国	3月11日(水)	高松市福岡町2-2-1 ホテルパールガーデン 2階
九州	3月9日(月)	福岡市博多区博多駅中央街1-1 JR博多シティ会議室 10階
沖縄	3月10日(火)	那覇市牧志2-16-36 那覇セントラルホテル 3階

※ 海岸工事については、件数が少ないことから引き続き現行調査票を使用

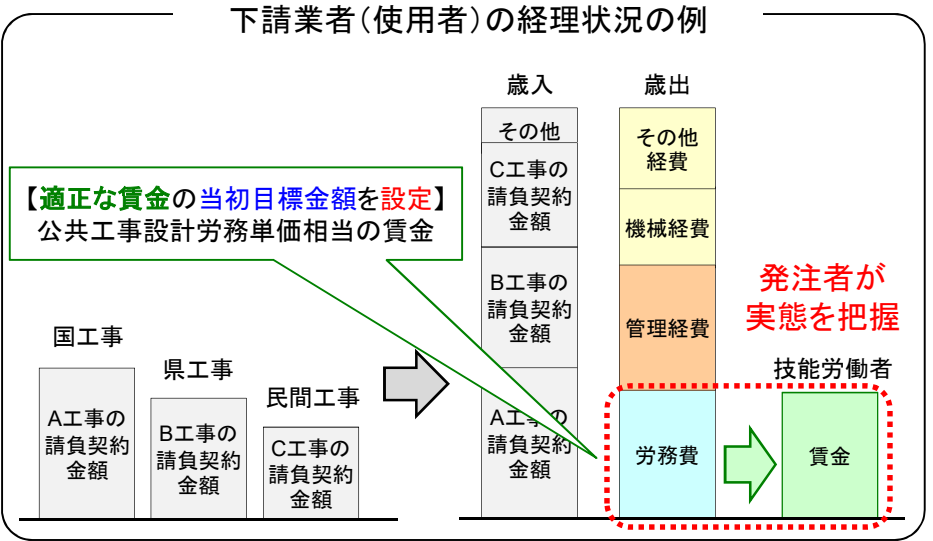
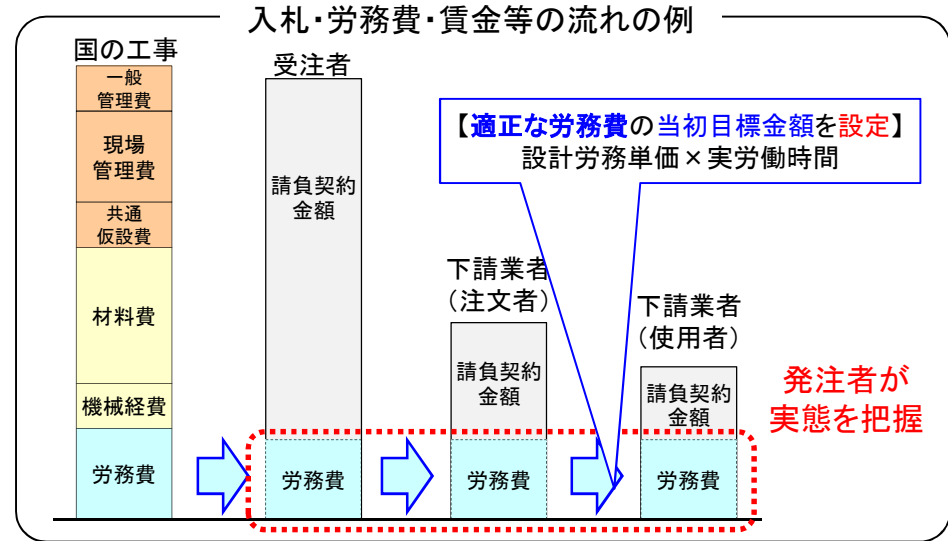
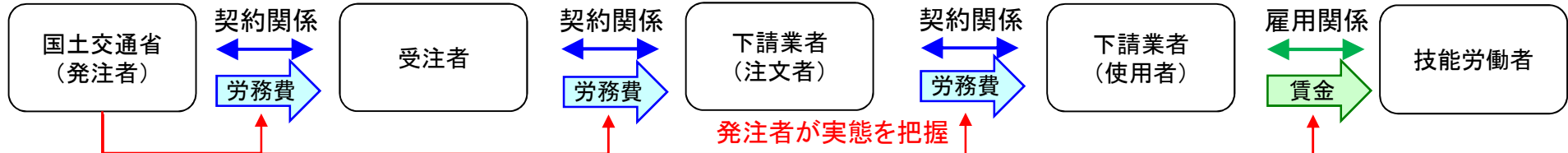
(2)担い手の育成・確保

新規

②賃金・労働時間等の実態把握(試行)

※本試行の実施に伴い「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事は廃止とする。

- 品確法にて、**適正な請負代金・賃金が支払われるよう、国に対し、賃金の支払等の実態調査**、また、運用指針には、**発注者に対し、受注者の協力の下、賃金や労働時間の実態把握の努力義務が規定**。
- 国交省直轄港湾等工事において、下記を目的に受注者希望方式で**試行的調査を実施**(将来的には発注者指定を予定)。
 - ・下請業者への**労務費の支払い**：賃金を原資とした低価格競争を抑止し、価格や真の技術を競う等、**公正な競争環境を実現**
 - ・技能労働者への**賃金の支払い**：適正な賃金を確保し、品質確保の**担い手を確保**



- <調査のポイント(※調査方法や調査結果の算定方法を確認することが試行の目的であり、継続的に改善を行う)>
- ① 実態調査をより円滑に行うための実労働時間等を調査する仕組みの構築
 - ② 「賃金・労働時間等の実態調査」の結果の算定方法
 - ③ 賃金の原資となる労務費を受発注者双方が確保することを目的に積算上の作業時間の提示
- ※②③はシステム等の対応状況に応じて実施

(2)担い手の育成・確保
 ③担い手育成の継続的な活動

- ◆ 令和2年4月1日以降の入札公告案件から、試行工事として実施してきた「担い手育成活動」について、令和8年度より試行を取り止め、標準化を図ることとする。(全工事対象)
- ◆ 請負工事成績評定の評価項目「6.社会性等 I.地域への貢献等」の「定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。」で評価する。

■担い手育成活動の実態

- ・本活動は、受注者に強制的に行わせる活動では無く、受注者の自らの意思で行うものである。
- ・また、活動を実施した場合、インセンティブとして請負工事成績評定「6.社会性 I.地域への貢献等」の「その他」において「担い手育成活動を実施した。」と記載して評価していたが、令和8年度より「定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。」で評価する。

＜担い手育成活動の内容＞

土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若手に対し、受注者が現場視察・実習、講習会等を開催し、建設業への関心の喚起や建設技術の習得の機会を提供した場合に評価する。

審査項目	細目	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自然エネルギーの活用を図るなど、現場事務所や作業現場の省資源、省エネルギーに積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 自主的に周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 道路・緑地・海岸・海域清掃等を積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ← 担い手育成活動を実施した場合にはチェックする <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントや地域の活動に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害などの非常時において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> その他 [理由 : _____] <p>●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>				

＜請負工事成績評定実施基準 6.社会性等＞

④若手優秀技術者表彰の実施

- ◆ 建設業界の高齢化・人員減少、採用者の離職は顕著であり、持続可能な建設業界とするための「担い手の確保」を目的に「若手優秀技術者表彰」を新設。
- ◆ 工事は工期開始日において35歳以下の監理技術者等、業務は履行期間開始日において40歳以下の管理技術者等を対象に表彰を行う。

項目	若手優秀技術者表彰（工事）	若手優秀技術者表彰（業務）
対象年齢	工期開始日時点で 35歳 以下	履行期間開始日時点で 40歳 以下
対象者	監理技術者等 (又は特例監理技術者、主任技術者、現場代理人)	管理技術者等 (又は主任技術者、現場代理人)
表彰要件	・概ね工期全体に従事し、主要な工種に従事 (死亡、退職以外の理由で変更していても可)	
優秀技術者表彰との重複 (過去及び同年度)	・ 重複受賞無し ・局長表彰（優秀技術者、安全管理技術者）、 ・事務所長表彰（優秀技術者） を受賞していない工事の技術者	・ 重複受賞無し ・局長表彰（優秀技術者）、 ・事務所長表彰（優秀技術者） を受賞していない業務の技術者
総合評価落札方式等 における加点	代表例：技術者0.3点・5年間 (事務所長表彰加点の0.5掛け)	代表例：技術者1点・3年間 (事務所長表彰加点の0.6掛け)
表彰回数	生涯一回限り	

(3)生産性の向上

①ICT施工の拡大(ICT活用試行工事の実施)

- ◆ ICT施工における出来形管理や監督・検査の効率化を図るため、これまでに出来形管理要領等(5工種26種類)を策定。**令和7年度は、受発注者が理解しやすく使いやすい要領とすることを目指し、現行の各種要領のスリム化に取組み、「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理要領」を策定、令和8年度より適用**する。
- ◆ ICT鋼杭工は、現時点では適用性および生産性向上に課題が残る結果となったため、令和8年度に「施工管理マニュアル(案)」として成果をとりまとめ、新たな技術として適用が有用な工事での活用を目指す。

実施内容

各種要領のスリム化 (R7 d) ※完了

「(仮称)港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理要領」の検討

ICT活用工事に使用する現行の各種要領

区分	要領 (令和7年度適用)
ICT 築港工	<ul style="list-style-type: none"> マルチビームを用いた出来形管理マニュアル(築港工種) 3次元データを用いた地形工種(埋設物調査工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(築港工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(築港工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(築港工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(築港工種)
ICT 掘削工	<ul style="list-style-type: none"> マルチビームを用いた出来形管理マニュアル(掘削工種) 3次元データを用いた地形工種(埋設物調査工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(掘削工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(掘削工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(掘削工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(掘削工種)
掘削工	<ul style="list-style-type: none"> 3次元データを用いた出岸形管理要領(掘削工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(掘削工種)
ICT 海上地盤改良工	<ul style="list-style-type: none"> マルチビームを用いた出来形管理マニュアル(海上地盤改良工種) 3次元データを用いた地形工種(埋設物調査工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(海上地盤改良工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(海上地盤改良工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(海上地盤改良工種) 3次元データを用いた出岸形管理要領(海上地盤改良工種)
ICT 本体工	<ul style="list-style-type: none"> ICT標準を用いた出岸形管理要領(本体工種) ICT標準を用いた出岸形管理要領(本体工種) ICT標準を用いた出岸形管理要領(本体工種) ICT標準を用いた出岸形管理要領(本体工種)

- ・構成毎に目次を整理
- ・記載内容の重複の解消
- ・「総括表」を軸とし、「出来形管理要領」、「技術概要集」、「参考資料」等が連携

工種	出来形管理方法	ICT活用工事における適用範囲										3次元計測技術(技術概要集)		
		出来形管理の実施事項(別紙1)										マルチビーム	ハンマー	ヤットコ
		設計データ作成	出岸形管理	出岸形管理	出岸形管理	出岸形管理	出岸形管理	出岸形管理	出岸形管理	出岸形管理	出岸形管理			
掘削工	面管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基礎工	面管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施工管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ブローン付工	面管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	面管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
架橋工	面管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	面管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
架橋工	面管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	面管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本体工	面管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	面管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 電子データ(PDF等)での閲覧を前提として、表中の「○」をクリックすると要領の対象箇所をクリックする

ICT鋼杭工の導入検討 (R6 d ~ R7 d) ※検討終了

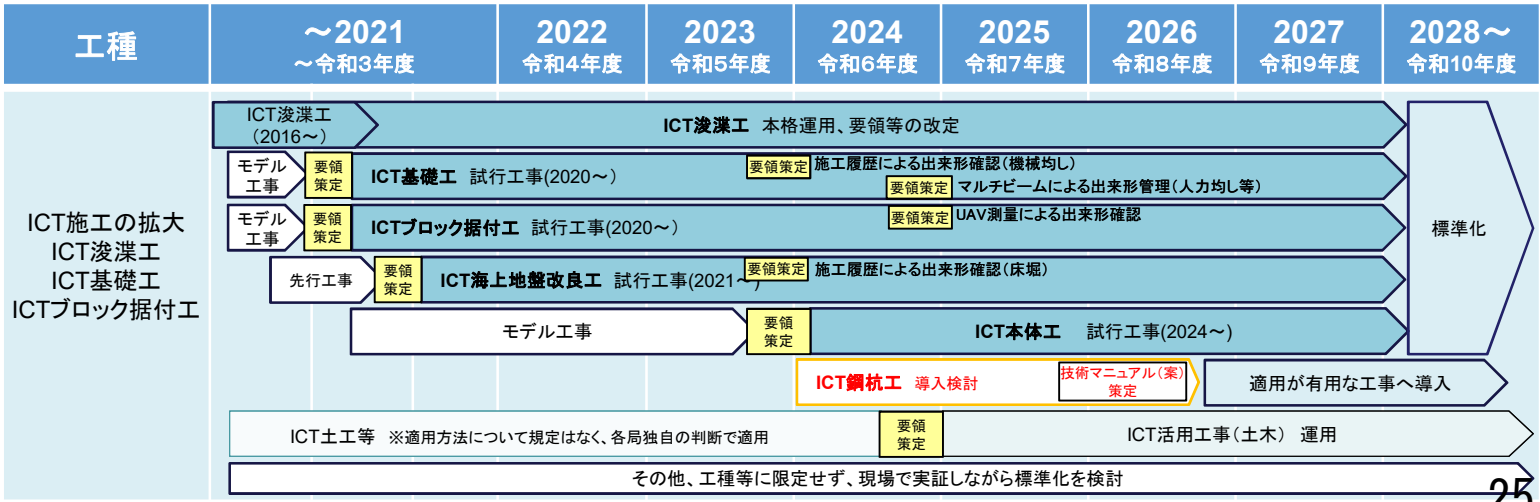
鋼杭の打撃施工管理手法の検討

- ・令和7年度に現地試験を2件実施し、汎用ヤットコおよび汎用的な計測機器の現場適用性、施工管理手法、工法の生産性を検討。
- ・以下の現場等への適用が有用。
 - 打止め管理(支持力推定)に課題のある現場
 - 従来の打止め管理(打設中のハンマー直下での貫入量計測)の実施が困難な現場
- ・ICT活用工事としての導入は見送り。



ヤットコを介した鋼杭打設

- <取組内容>
- 令和6年度
 - ・ナローマルチビーム(基礎工)、UAV等(ブロック据付工)要領等の作成
 - ・ICT鋼杭工の導入検討(現地試験)
 - 令和7年度
 - ・ナローマルチビーム(基礎工)、UAV(ブロック据付工)の要領等の適用開始
 - ・ICT鋼杭工の導入検討(現地試験)
 - ・各種要領(5工種26種類)のスリム化の検討
 - 令和8年度
 - ・「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理要領」の適用開始



(3)生産性の向上

②ICTを活用した工事安全対策試行工事等の実施

継続

- ◆ ICTを活用した安全対策の標準化を図るため、ICT活用による安全性の向上効果の大きい海中作業の可視化や潜水士の位置を把握するためのICT機器を潜水士や作業船に装備し、その定着を図るモデル工事を令和4年度より開始。
- ◆ 令和7年度から、潜水作業の安全対策に関する実施要領を改定し「試行工事」を開始。
- ◆ 「安全対策重点モデル工事(クレーン作業)」については、令和8年度も引き続き実施。

■潜水作業の安全対策試行工事(R7年度～)[継続]

◇ 令和7年度より標準化に向けた試行工事を実施。

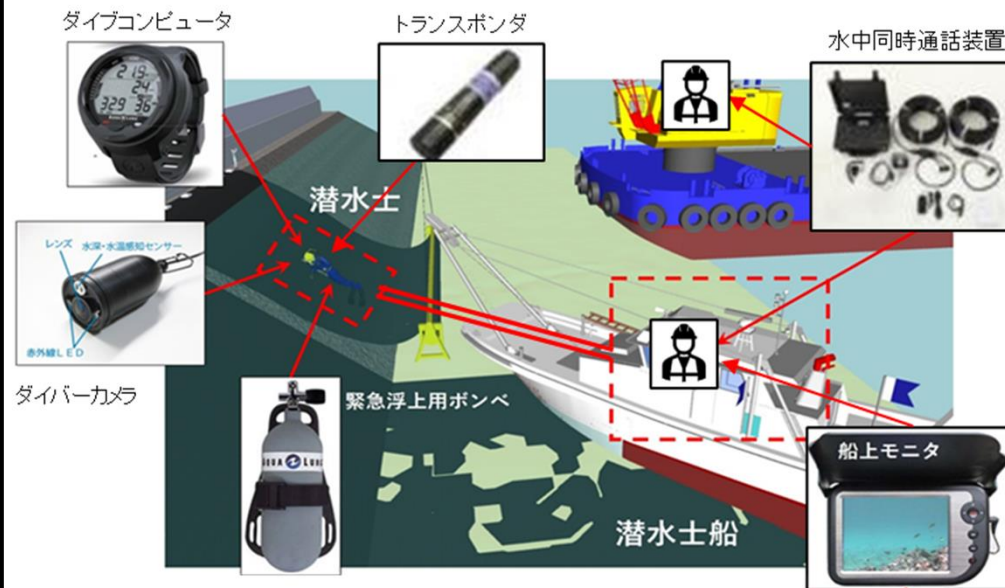
【実施内容】

【必須】緊急時浮上用ポンベ

【選択】ダイバーカメラ、水中同時通話装置(作業船を使用する場合)

トランスポンダ(作業船使用時に潜水士の位置を把握可能な機器)、

その他ICT機器(ソフトウェアを含む)



■安全対策重点モデル工事(R5年度～)[継続]

【R6年度:7件、R7年度:22件、R8年度:8件(予定)】

試行工事化に向けて、クレーン用カメラやAI判定機能の効果や必要性等についてR7年度より改良したアンケート調査を引き続き実施。

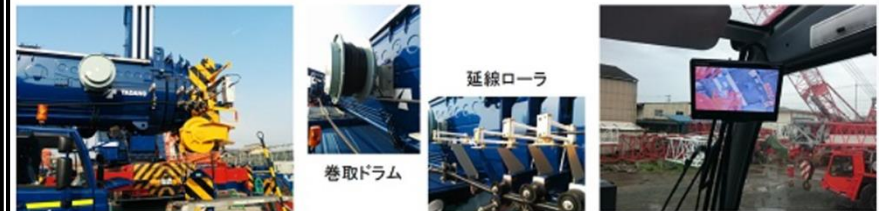
◇参考例①:クレーン用監視カメラ

クレーンブームの先端に取付けた吊荷用監視カメラで玉掛作業員や吊荷の位置などを運転室でモニター表示する技術。

ブーム先端にカメラ設置

接続ケーブル用リール装着

モニタ設置



◇参考例②:クレーン作業安全支援システム

クレーンのブーム先端に取り付けたカメラとAIにより、現場を立体的に認識し、危険を予測して注意喚起を行うシステム。



①「注意」警告の発生状況

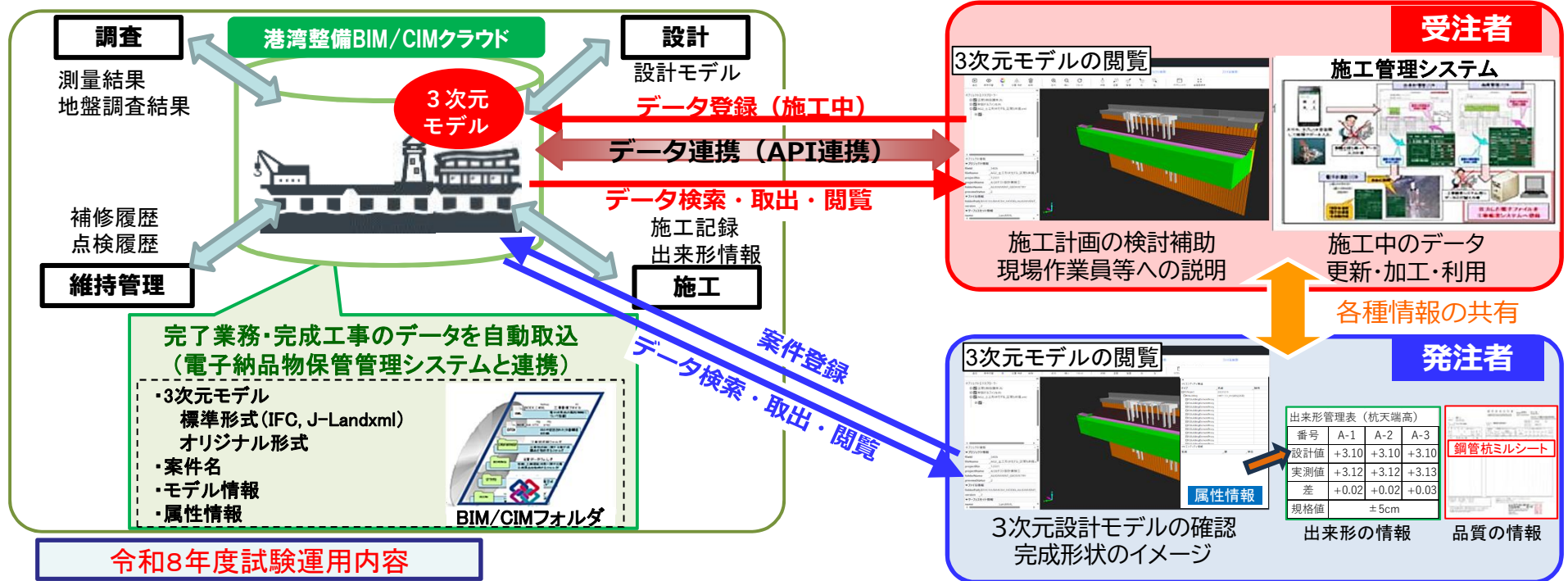
②「危険」警告の発生状況

(3)生産性の向上

③BIM/CIMクラウドの試験運用(データシェアリング)

継続

- ◆調査、設計、施工、維持管理までの3次元モデルや属性情報等を、各事業者や受発注者間においてクラウド上でデータ共有する「港湾整備BIM/CIMクラウドシステム」の試験運用を令和6年5月に開始。
- ◆令和7年度は、サイバーポートとのID・パスワードの共通化、属性情報表示機能の拡張等を実施した。
- ◆令和8年度は、施工管理ソフト等とのデータ連携の改良検討を行い、年度末の機能実装を目指す。



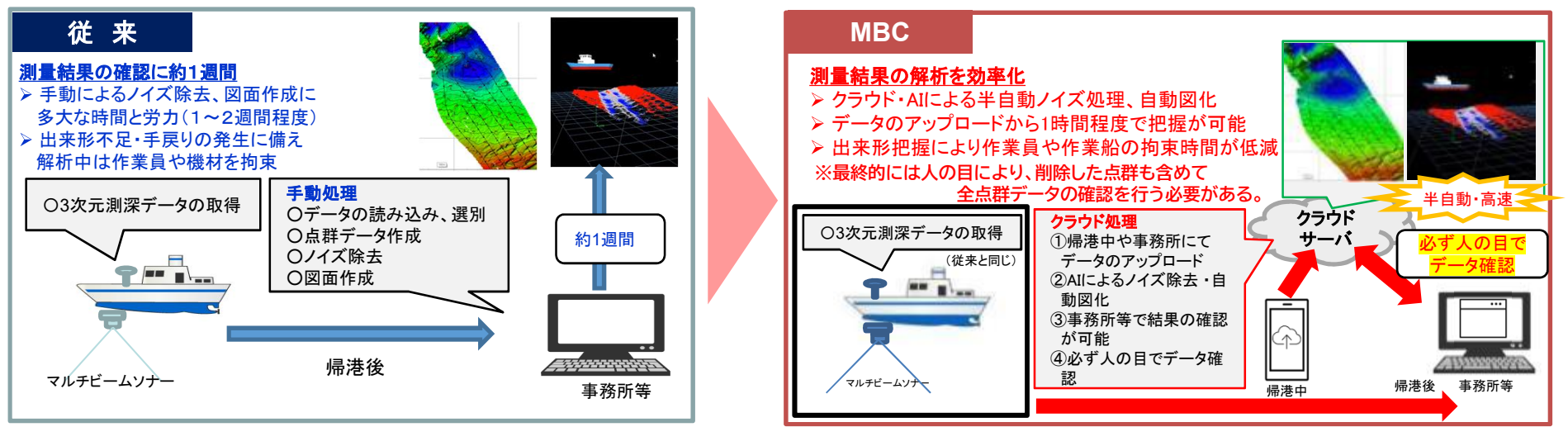
令和8年度試験運用内容

項目 (活用時点)	①データの共有 (業務・工事契約後)	②3次元モデルの閲覧 (履行・施工期間中)	③属性情報の確認 (履行・施工期間中)
発注者	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事・業務を案件登録 受注者のアクセス権限付与申請 	<ul style="list-style-type: none"> クラウド内の3次元モデル (IFC・JLandXML) の閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> 受注者が登録した属性情報 (施工中の出来形・品質管理データなど) の確認 属性情報表示機能の拡張 (R8d~)
受注者	<ul style="list-style-type: none"> 保管されている過年度データの検索・取出 施工中の3次元モデルの登録 		<ul style="list-style-type: none"> 属性情報の登録 (施工中の出来形・品質管理データなど発注者と共有すべき情報) 属性情報表示機能の拡張 (R8d~)

(3)生産性の向上

④AIを活用した海底測量の効率化の取組

- ◆ 海底地形の3次元測量に用いるマルチビーム測深は、これまでノイズ除去を手動で行っており、多大な時間を要していた。このため、AIを活用し、これまでの解析データを学習させることで、大半のノイズを自動除去する「マルチビームデータクラウド処理システム(MBC)」を開発(令和2~6年度)。
- ◆ 令和7年7月に、ICT活用工事における全直轄工事の起工測量でMBCの活用を開始し、データ解析の効率化を図るとともに、港湾業務艇等による水深測量、大規模災害発生時等でも活用可能とした。
- ◆ 令和8年度より、ICT浚渫工の出来形測量(水路測量)での活用を開始する。



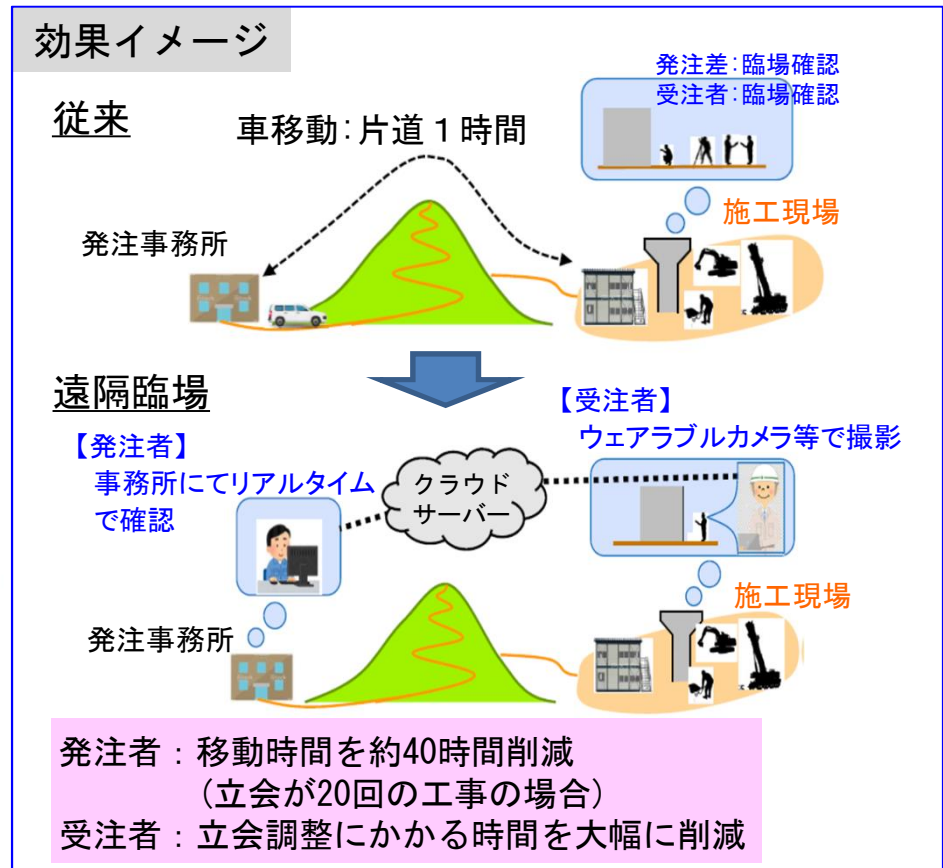
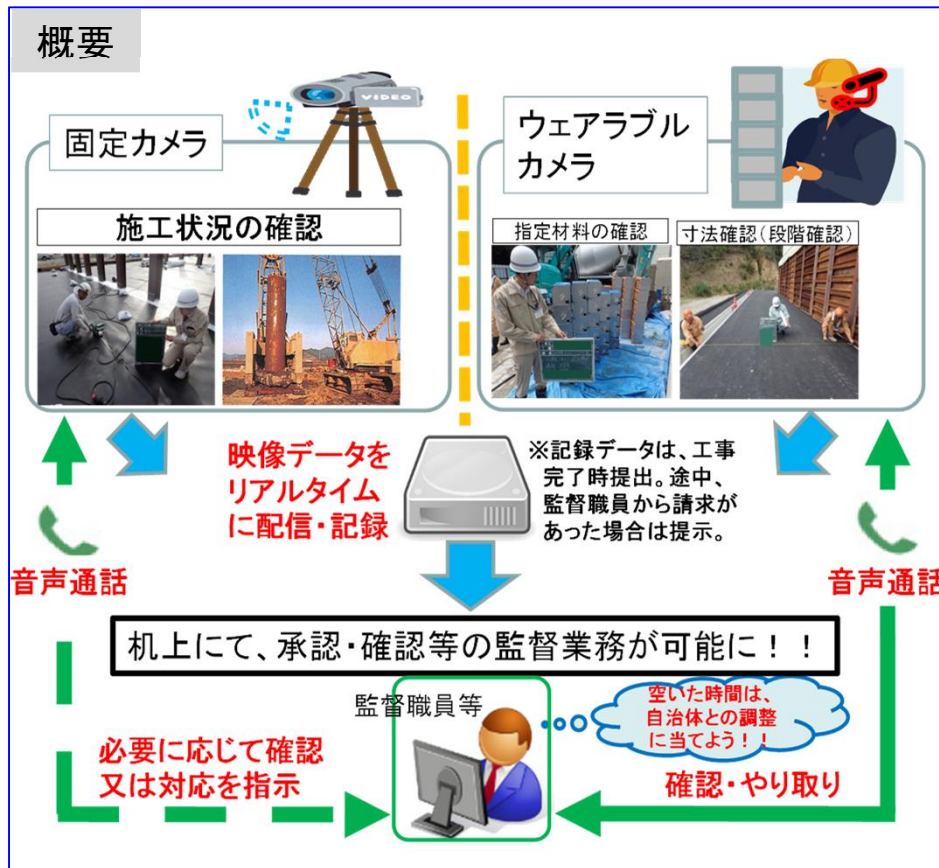
令和8年度実施内容(予定)

- ① 工事での活用
 - 全てのICT浚渫工、ICT基礎工、ICT海上地盤改良工の起工測量、土量計算、**ICT浚渫工の出来形測量(水路測量)**を対象
 - ※精度検証中のため、基礎工での捨石均しの出来形管理に利用することはできない。
 - 起工測量のデータ解析は、MBC(後処理機能)を活用することを標準とする。
 - なお、MBCを活用しない従来方法(手動等)の解析も可能とする。
 - 土量計算、**出来形測量(水路測量)のデータ解析**は、希望により利用可能
- ② 港湾業務艇等での活用
 - 異常気象時の水深測量等の直営解析による対応
 - 事故や災害などによる航路状況の確認時の速やかな対応、水域施設の水深確認や土量計算
- ③ 大規模災害発生時での活用(災害協定による支援団体等が活用)
 - 被災箇所が点在している場合でも、一元的に管理が可能
 - 各被災箇所でのマルチビーム測深データをクラウド上で共有し、GISで水深や差分表示が可能

(3)生産性の向上

⑤建設現場における遠隔臨場の推進

- ◆ 令和2年度から開始した試行工事で、ほぼ全工種において、遠隔臨場が適用できることを確認。
- ◆ このため、令和4年12月に「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」を改定して、通信環境が整わない又は工種により非効率となる現場を除き、全工事を対象に本格運用を開始。



(3)生産性の向上

⑥工事の帳票管理システムの改良

- ◆ 受発注者より、工事の帳票管理システムの利便性向上に関する要望があることから機能改良に着手。
- ◆ 令和6年度は、打合せ・確認等記録簿の行追加、承認経路増等を実施。
- ◆ 令和7年度は、電子帳票の全文検索機能の追加を実施し、令和8年2月13日にリリース済。

◎全文検索機能の追加(令和7年度の機能改良)

③電子帳票の詳細画面を表示

①検索条件(キーワードを含む)を設定

帳票全文検索

キーワード:

<検索条件>

検索対象: 本文 サブタイトル 添付ファイル名

承認状態: 全て

帳票名:

作成日: ~

最終承認日: ~

検索条件を設定し、「検索」ボタンをクリック

②検索条件に該当する電子帳票を一覧で表示

キーワード: 週間工程表

<検索条件>

検索対象: 本文 サブタイトル 添付ファイル名

承認状態: 全て

帳票名:

作成日: ~

最終承認日: ~

承認状況	帳票名	サブタイトル	帳票種類	承認文言	現在の承認者	申請者	作成日	最終承認日	本文ヒット数
承認済	週工-作成	週間工程表(R7.8.1~R7.8.31)	10		現場監督	総括 三郎	令和7年9月21日		1件
承認済	週工-承認	週間工程表(R7.8.1~R7.8.31)	9		現場監督	総括 三郎	令和7年9月21日		1件
承認済	週工-作成	週間工程表(R7.8.1~R7.8.31)	6		現場監督	代理 四郎	令和7年9月21日		2件

検索時に設定したキーワードと一致するサブタイトルをハイライト表示、クリック

複製 | 引き戻し | 検索結果一覧へ戻る

工事帳票データ出力 する 帳票番号: 8

サブタイトル: 週間工程表(R7.8.1~R7.8.31)

週間工程表

令和7年8月31日

総括監督員
国土交通技官 総括 一郎 殿

住所 ○○県 1-1
名称 ○○建設(株)
現場代理人 代理 四郎

週間工程表(R7.8.1~R7.8.31)を提出します。

記

1. 工事名	テスト工事
1. 契約年月日	令和7年9月26日
1. 内容	週間工程表(R7.8.1~R7.8.31)

検索時に設定したキーワードと一致する文字列をハイライト表示

(3)生産性の向上

⑦中小企業向けICT活用施工管理モデル工事(1/2)

- ◆ ICT施工や新たなICT機器の導入に関して、中小の建設会社では大手と比べ取組が少ないという現状があるが、要因として設備投資の負担や対応人員の不足などが考えられる。このため、中小企業にとって負担の少ない汎用のICT機器を用いた出来形計測等を実施するとともに、市販の施工管理システムを用いて工事関係書類を作成する「ICT活用施工管理モデル工事」を令和6年度より開始。
- ◆ 令和7年度より、モデル工事で得られたデータを基に適応性・生産性向上の検証を行い、導入可能なICT機器の抽出、各種要領の策定および事例集の作成を行う。

【対象工事】

・発注等級をB等級以下とする港湾・海岸工事を対象とし、発注者が設定する。(ただしA等級まで拡大した場合は対象としない)

【試行内容】

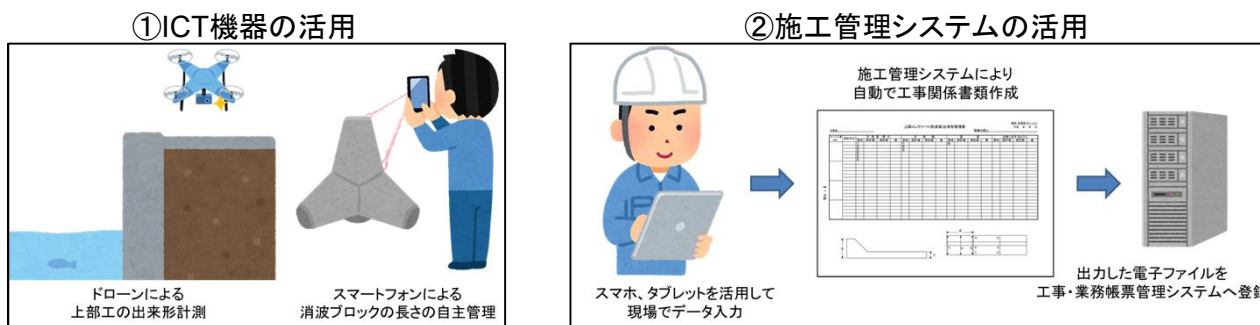
- ① ICT機器を活用した「A. 出来形計測」又は「B. 事前測量、配筋検査、材料検収等」の実施 (AB両方でも可)
 - ② 施工管理システムによる出来形管理に係る工事関係書類の作成(港湾局の要領・基準に対応したソフトに限る)
- ⇒上記①②の全てを実施(実施にかかる費用については、積み上げ計上を行う)

【対象工種】

- A. 出来形計測でのICT機器活用: 上部工、本体工、被覆・根固工(根固ブロック製作)、基礎ブロック工(基礎ブロック製作)
- B. 出来形計測以外(事前測量、配筋検査、材料検収等)でのICT機器活用及び施工管理システムの活用: 限定しない

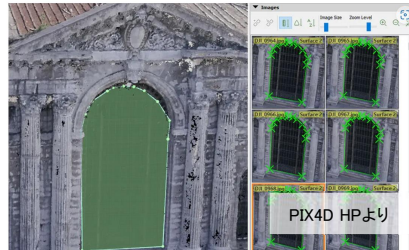
【費用計上の考え方】

本モデル工事にかかる費用については、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上する。



■「中小企業向けICT活用施工管理モデル工事」で想定する機器一覧

(1)汎用型UAV



- 活用方法
- ・事前測量、施工管理、出来形計測
 - ・ヤード内の資材配置検討
 - ・作業員の安全教育
 - ・ガット船上での材料検収

(2)LiDARスキャナ付モバイル機器



- 活用方法
- ←R6d実施(根固ブロック製作)
 - ・事前測量、施工管理、出来形計測
 - ・仮置土などの土量計測
 - ・ガット船上での材料検収
 - ・配筋検査

(3)地上レーザスキャナ



- 活用方法
- ←R6d実施(上部ブロック据付)
 - ・事前測量、施工管理、出来形計測
 - ・配筋検査

(4)配筋検査機器



- 活用方法
- ←R6d実施(配筋検査)
 - ・配筋検査

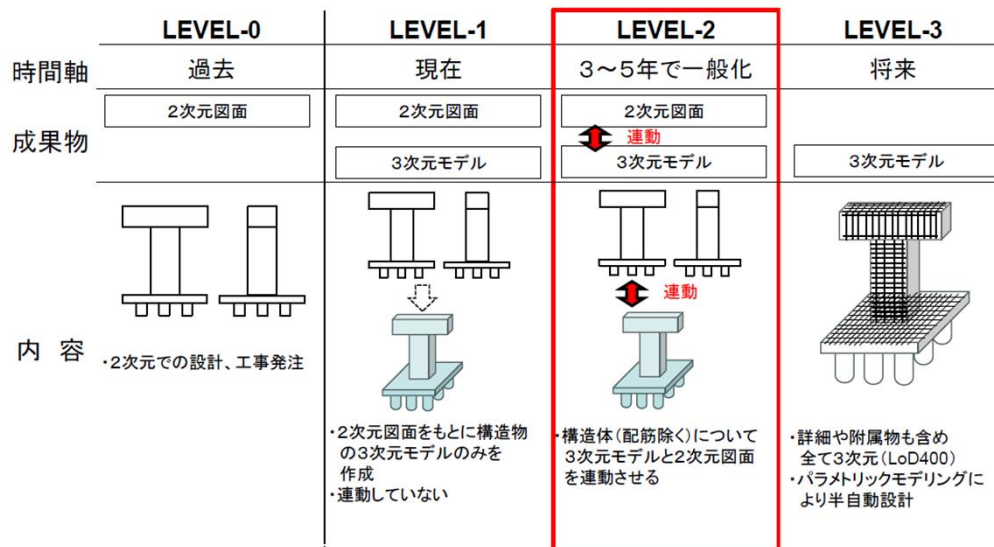
※自動追尾機能や自動振り向き機能を備えるTS(いわゆるワンマン測量機器)は、本モデル工事では対象外とする。

(3)生産性の向上

⑧3次元モデルの工事契約図書化に向けた取組

- ◆ 現在、参考資料となっている3次元モデルを将来的に設計図書とするため、「3次元モデルと2次元図面の連動」を推進。
- ◆ 令和7年度は、3次元モデルから2次元形状を切り出した場合の整合の可否を定め、適用を開始。
- ◆ 令和8年度より、設計情報を効率的に工事施工者に伝達することを目的とした整合確認方法を適用。

■ 3次元モデルと2次元図面の連動イメージ



■ 3次元モデルと2次元図面の整合

BIM/CIM取扱要領 港湾編(令和8年4月改定版) 抜粋

3次元モデルと2次元図面の整合

主要構造物において、3次元モデルの形状は、2次元図面と整合していることを原則とする。3次元モデルから2次元形状を切り出して2次元図面を作成した場合、もしくは同一の情報から3次元形状及び2次元図面を自動生成している場合は、それをもって整合を確認したこととする。

BIM/CIM取扱要領 港湾編(令和8年4月改定版) 付属資料2 「設計段階における3次元モデルと2次元図面の整合確認方法(案) 港湾編」 抜粋

整合確認の方法 (1)主要構造物

設計者は、形状の根拠となる2次元図面(平面図、断面図等)の構造物外形線の情報をソフトウェアに取り込んで3次元モデル(オリジナルファイル)を作成するものとする。3次元モデル上には、当該構造物外形線を残した状態とし、納品の前段階において、3次元モデルの基となった2次元図面の構造物外形線が、最終成果物と同一であることをソフトウェア上で確認する。

(3)生産性の向上

⑨海上工事のオートメーション化の取組「実証試験工事の実施」

- ◆ 「作業船の自動・自律化施工」と「水中建機の遠隔操作化技術」の社会実装に向け、令和7年度より、自動・遠隔施工における基本的な安全確保のあり方を検討し、安全管理・施工管理ルールの方策、施工データを共有する連携基盤の構築に向けた取組を開始。【R7-8d:BRIDGE※予算(内閣府)にて実施】
- ◆ 令和7年度は、検討ワーキングを設置するとともに、**作業船の実証試験を6件**、水中建機の実海域試験を実施。
- ◆ 令和8年度は、**作業船の実証試験を4件程度**、水中建機の実証試験を実施し、安全管理・施工管理ルール等を取りまとめる。

遠隔操作・自動自律化検討ワーキング

構成メンバー

- 【座長】**
岩波 光保 東京科学大学 環境・社会理工学院 教授
- 【構成メンバー】**
日本港湾空港建設協会連合会/全国浚渫業協会/(一社)日本海上起重技術協会/
(一社)日本潜水協会/(一社)日本埋立浚渫協会/(一財)港湾空港総合技術センター/
国土交通省港湾局
- 【オブザーバー】** 厚生労働省労働基準局
- 【事務局】**
国土交通省 港湾局/国土技術政策総合研究所
(国研)海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

①作業船(浚渫作業)



浚渫船「第28五大」(出典)大新土木株式会社HP



現状
熟練オペレータ
による操作
(2人の交替制)

自動・自律化施工



目標
監視員1人で熟
練オペレータと同
等の作業効率

②水中建機(基礎均し作業)

現状

- ・濁った海域では潜水士の人力作業
- ・大水深での肉体的負担、時間制約
- ・石による挟まれ事故の発生可能性

遠隔操作化技術

目標

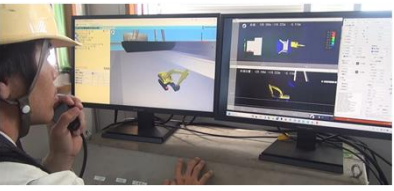
- ・機械施工により約5倍の作業効率
- ・遠隔操作による労働環境の改善
- ・安全性の向上



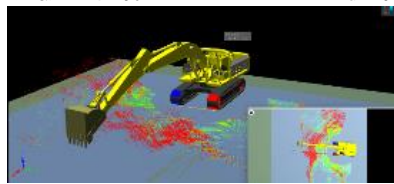
基礎材の水中運搬



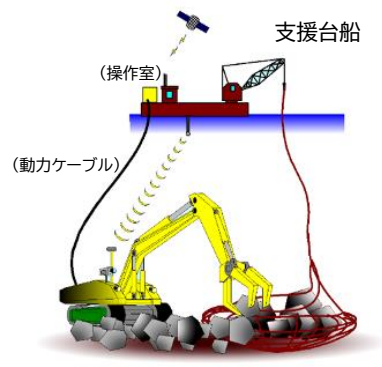
基礎材の均し作業



支援台船(操作室)からの遠隔監視・操作



3D水中ソナーによる可視化



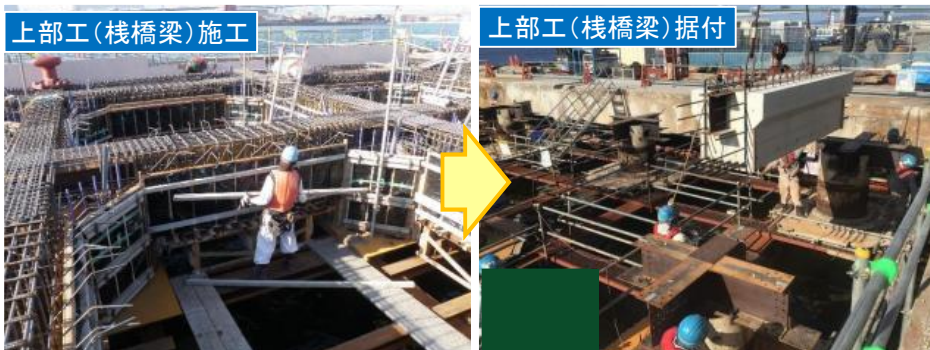
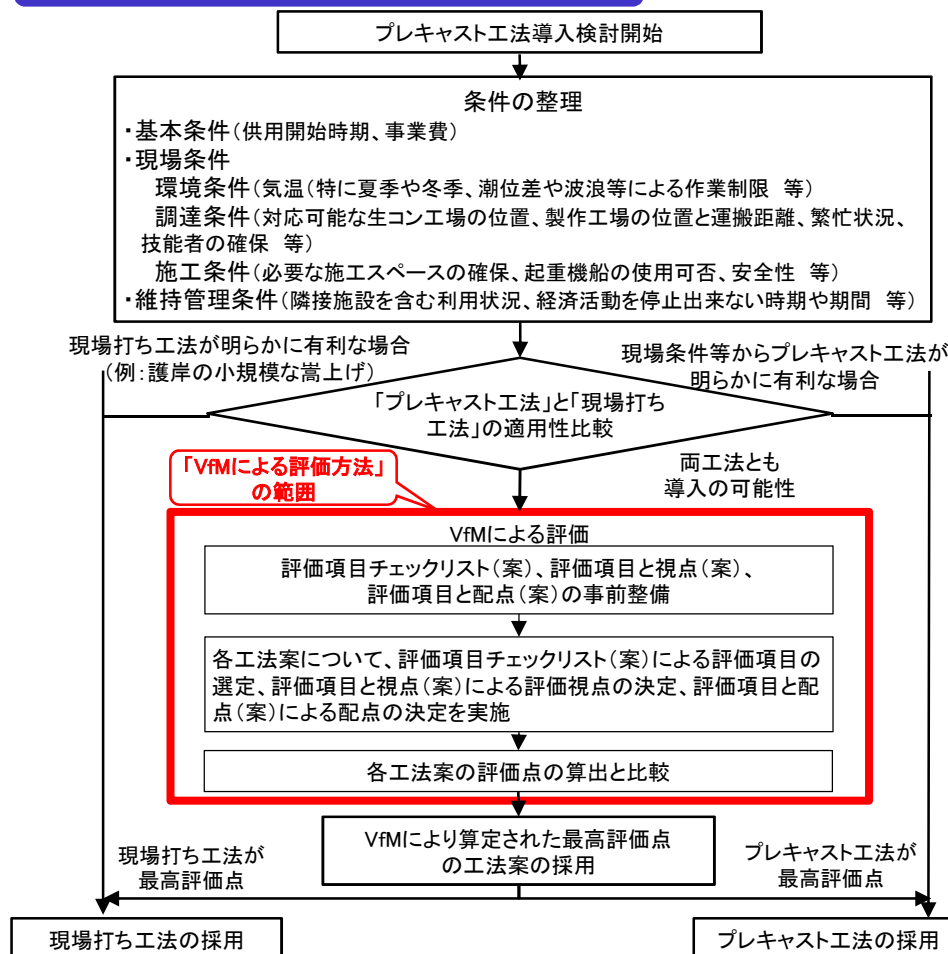
※BRIDGE: 研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム(内閣府科学技術・イノベーション推進事務局)

(3)生産性の向上

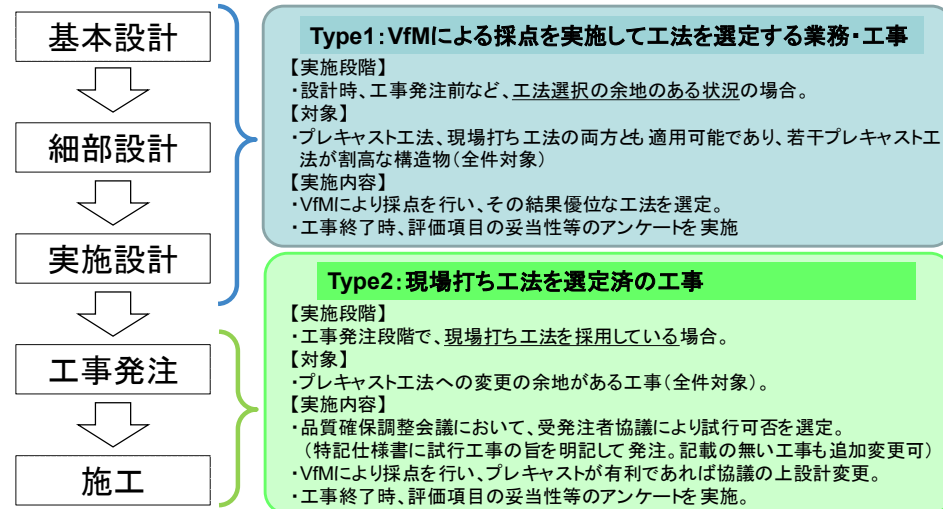
⑩港湾工事へのプレキャスト工法導入促進に向けた取組

- ◆ 港湾工事における生産性向上や労務環境の向上等に効果が期待される「プレキャスト工法」の現場への導入に向けて、令和5年度にマニュアル(試行版)を整備するとともに工事や設計業務での活用を開始。
- ◆ **令和7年度は、マニュアル(試行版)のフォローアップとして、評価方法の課題抽出等を行うとともに、プレキャスト工法のさらなる導入促進を図るため検討会を開催、マニュアル改訂に向け精査中。**

プレキャスト工法導入検討フロー図



プレキャスト工法導入促進に向けた試行



(3)生産性の向上

【参考】港湾工事へのプレキャスト工法導入促進事例①(Type1)

- ◆ 分散する中古車取扱いヤードの集約と今後の取扱台数の増加に対応するため、ユーザーから岸壁の早期供用を求められているところ、工期短縮を目的にプレキャスト工法を採用できるか検討。



<VfMによる評価結果(Type1として試行)>

評価項目 (大項目)	評価項目 の配点	評価点(大項目)		
		現場打ち (A案)	Pca工法 (B案)	Pca工法 (C案)
費用比較	50点	50.0点 (1,035,000千円)	30.0点 (1,455,000千円)	0.0点 (2,985,000千円)
省人化・省力化	14点	0.0点	5.0点	—
出来形管理・品質管理の容易性	4点	0.0点	0.0点	—
工期	13点	4.0点	12.0点	—
維持管理	3点	0.0点	0.0点	—
施工への影響	8点	0.0点	5.7点	—
第三者への影響	8点	3.0点	8.0点	—
合計	100点	57.0点	60.7点	—

種別	A案	B案	C案
構造	全て現場打ちコンクリート	前垂れ部+床版をプレキャスト	ほぼプレキャスト
概略図			
概算工事費	1,035,000千円	1,455,000千円	2,985,000千円
差額(比率)	0千円(1.00)	420,000千円(1.40)	1,950,000千円(2.88)
現地施工日数	21ヶ月 (±0日)	20ヶ月 (-30日)	17ヶ月 (-120日)

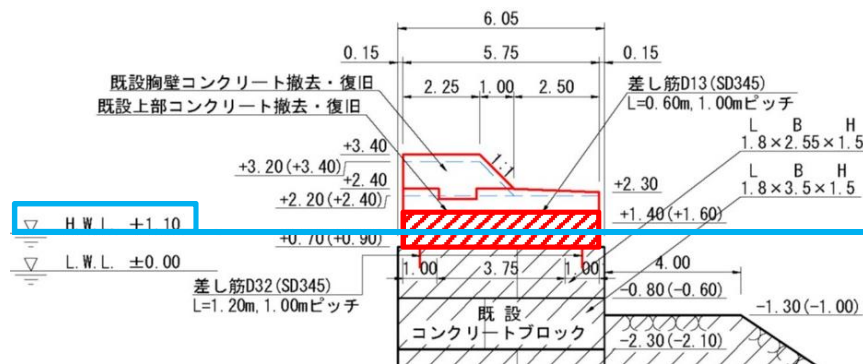
(3)生産性の向上

【参考】港湾工事へのプレキャスト工法導入促進事例②(Type2)

- ◆ 第1線防波堤における老朽化した上部工の打ち替えにあたり、施工基面がH.W.L.を下回るため、潮待ちによる作業制約の低減、またコンクリート運搬に伴う隣接するフェリー航路との輻輳回避を目的にプレキャスト工法を活用。



海上工事動線とフェリー航路の輻輳



施工基面(+0.7m)とH.W.L.(+1.1m)の関係

<VfMによる評価結果(Type2として試行)>

評価項目 (大項目)	評価項目 の配点	評価点(大項目)	
		現場打ち	Pca工法
費用比較	50点	50.0点 (53,020千円)	34.8点 (69,172千円)
省人化・省力化	15点	2.0点	8.0点
出来形・品質管理の容易性	4点	0.0点	4.0点
工期	10点	0.0点	8.0点
維持管理	4点	0.0点	0.0点
施工への影響	7点	1.2点	5.8点
第3者への影響	10点	0.0点	6.0点
合計	100点	53.2点	66.6点



(3)生産性の向上

①港湾におけるデジタル化の推進 ~サイバーポート(港湾インフラ分野)の活用~

- ◆ 港湾施設に関する様々な情報を電子化し、「計画」から「調査・設計」「工事」「維持管理」に至るまでの港湾施設整備の一連のプロセスにおいて、GISから必要な情報に一元的にアクセスするための機能を構築。
- ◆ 災害時においては、被災地の人的リソースへの負荷をかけず、更には場所や時間の制約を受けることなく被災施設の情報を確認することが可能。被災施設の迅速な復旧に寄与。

1. 計画

施設情報・港湾計画図
既存施設の施設諸元や港湾計画図など、港湾の計画立案に有用な情報の閲覧が可能。

施設種別	埠頭
施設名称	西側埠頭
施設用途	埠頭
施設種別	埠頭
施設名称	東側埠頭
施設用途	埠頭
施設種別	埠頭
施設名称	南側埠頭
施設用途	埠頭
施設種別	埠頭
施設名称	北側埠頭
施設用途	埠頭

2. 調査・設計

設計・完成図面・地盤情報等の関係情報
既存施設の設計・施工の図面等納品データの閲覧に加えて、国土地盤情報との連携によりボーリングデータ等も閲覧可能。

ボーリング柱状図

4. 維持管理

維持管理情報・アセットマネジメント支援
維持管理情報DBと連携し維持管理計画やの点検診断結果等が閲覧可能。さらに施設の性能低下度と様々な情報とを合わせた分析の支援により、効果的な予算投資に寄与。

施設基本情報	施設名称	西側埠頭	施設用途	埠頭
施設種別	埠頭	施設用途	埠頭	
施設名称	東側埠頭	施設用途	埠頭	
施設種別	埠頭	施設用途	埠頭	
施設名称	南側埠頭	施設用途	埠頭	
施設種別	埠頭	施設用途	埠頭	
施設名称	北側埠頭	施設用途	埠頭	
施設種別	埠頭	施設用途	埠頭	

3. 工事

設計図書・BIM/CIMデータ
電子納品物保管管理システムとの連携により、設計図書等にアクセスできる。またBIM/CIMクラウドとも連携により竣工施設の3Dモデルの閲覧も可能。

(3)生産性の向上

⑪港湾におけるデジタル化の推進 ~対象港湾の拡大完了~

継続

◆ 令和7年3月に地方港湾の施設情報を追加。全港湾(計932港)の情報の取り込みが完了。



石川県飯田港
(地方港湾)

【施設基本情報】	
都道府県	石川県
港湾名	飯田
港格	地方
地区名	飯田
施設種類名1	外郭施設 (一) 防波堤, 防砂堤など
施設種類名2	護岸
施設番号	B-5-21
施設名称	護岸(B-5-21)
管理者区分名	都道府県 (港湾管理者)
管理者名	石川県
設置者区分名	都道府県 (港湾管理者)
設置者名	石川県
施設区分名	単独施設
特定技術基準対象施設	対象
建設開始年度	1973
建設終了年度	1974
工事完成年度からの年数	51
性能低下度	
更新年月日	2023/03/10 00:00:00

【施設次元情報】	
延長-建設延長 (m) / 長さ (m)	90.8
延長-機能保有延長 (m)	90.8

・対象港湾を港格別マークで表示

R7.3追加



国際戦略港湾 国際拠点港湾 重要港湾

地方港湾

(3)生産性の向上

⑪港湾におけるデジタル化の推進 ~登録利用者(有償版)の機能~

継続

- ◆ 対象ユーザーは、①国の職員、②港湾管理者、③一般利用者。
- ◆ 一般利用者のうち建設関係者は、登録利用者(有料ユーザー)になることで、追加機能(「港湾計画図」「地盤情報」「設計図面」など)が利用可能。
- ◆ 登録利用者の使用料は、1社あたり月額9,000円。

有償版の使用料	対象者	有料化の開始日
1社あたり月額9,000円	建設会社、コンサル、大学等研究機関	令和7年4月1日

※閲覧できる成果品は図面のみ

図面番号	図面名	縮尺	図面ファイル名
1	1	1:20000	C1LC001Z.P21
2	2	1:20000	C1LC002Z.P21
3	3	ZUSHI	C1DT003Z.P21
4	4	ZUSHI	C1DT004Z.P21
5	5	ZUSHI	C1DT005Z.P21
6	6,7	ZUSHI	C1DT006Z.P21

CAD形式でのダウンロードも可能

(3)生産性の向上

⑫新技術の活用に向けた取組

【品確法の改正】

「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和6年6月19日施行)により、新技術の活用促進に関する内容が追加された。

■公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正箇所抜粋）

(基本理念)

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条(略)

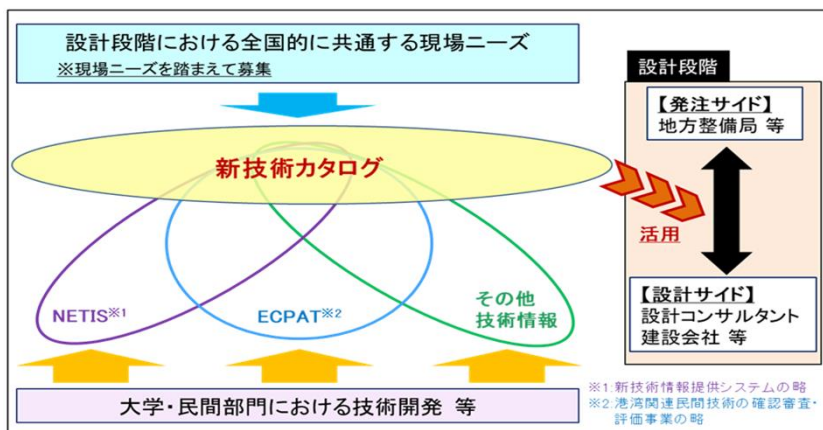
2 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

6 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

【港湾局の取り組み】

令和5年度より「港湾工事における設計段階からの新技術導入促進委員会」を設置し、全国に共通する現場ニーズに対応する技術情報をとりまとめた新技術カタログを公表している。新技術カタログを利用して、設計段階からの新技術導入検討の取組みを実施。

新技術カタログの利活用イメージ



【令和7年度】

新技術カタログの第2弾の策定・公表(令和7年9月30日)。

設計業務を発注する際は、特記仕様書に、新技術カタログ利用し新技術を積極的に活用するための検討を行うよう明記する。

【令和7年9月現在の掲載技術】

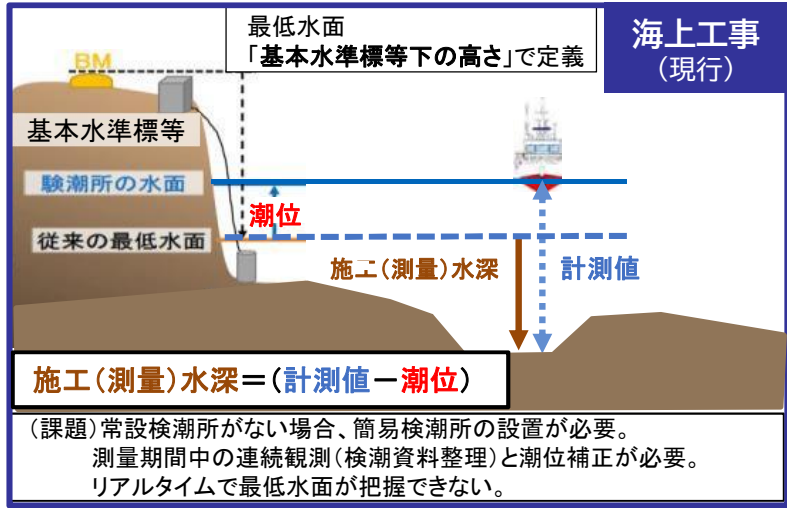
- ・「棧橋上部工の施工作業効率化」:17件
- ・「吸出し防止対策」:13件
- ・「藻場・干潟造成」:17件
- ・「護岸嵩上げ等の気候変動適応技術」:13件

※1 新技術情報提供システムの略
 ※2 港湾関連民間技術の確認審査・評価事業の略

(3)生産性の向上

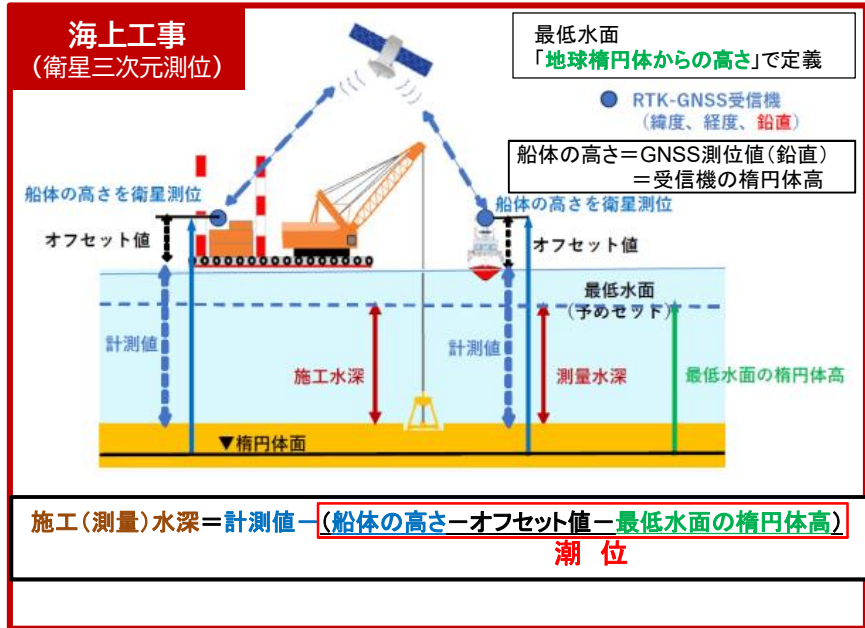
⑬衛星三次元測位の実用化に向けた検討

- 令和4年度から令和6年度において、「浚渫工・床掘工(グラブ浚渫船)」および「水深測量」を対象として、港湾工事における衛星三次元測位の実証試験を行い、対象港湾で一定の精度が確認されたが、作業船への適用には課題が見られた。
- 令和7年度は、「浚渫工・床掘工」の測位方法の検討を行うとともに、その実施要領等を作成する。
- 令和8年度よりモデル工事を実施し、作業船への適用性確認および全国での適用を検証する予定。
- 他工種(地盤改良工、基礎工、ブロック据付工)についても令和8年度以降、順次実証試験・モデル工事を実施し、全工種での適用性確認を終えた後、全ての港湾において、衛星三次元測位の実用化を目指す。
 ※ 衛星三次元測位を導入した場合、従来の最低水面(港湾管理用基準面)は「最低水面モデル」に置き換わり、以後の港湾での工事や測量は、原則、基本水準標等(BM)からの高さではなく、「地球楕円体からの高さ」で行うことになる。



期待される効果

➢ 最低水面モデルの導入により、リアルタイムで潮位の把握が可能に
 ⇒ 潮位観測履歴記録待ちの解消による業務効率化(生産性向上)



スケジュール(案)	～R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度～
衛星三次元測位	最低水面モデルの検証 (従来の潮位補正との精度比較等)		モデル工事 に向けた要 領等の作成	モデル工事の実施 各種要領の作成・更新、説明会 協議が整った港湾・航路から順次、最低水面モデル導入				
※モデル工事: 現行手法を正として適用しつつ、衛星三次元測位を用いた測量・出来形管理手法等も実施する。								